

重点の全体像	重点事項数	重点番号	該当頁
1. <b>子ども・子育て</b> について、人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの	12	1番～12番	1～12
2. <b>街づくりや土地・施設の有効活用</b> について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの	7	13番～19番	13～19
3. <b>医療・福祉</b> について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの	7	20番～26番	20～25
4. <b>マイナンバー</b> について、手続に伴う取扱いの見直し等により利便性の向上等を図るもの	4	27番～30番	26～30
5. <b>消防・災害対策等</b> について、現場のニーズに応じた見直しにより安心・安全な生活の確保を図るもの	5	31番～35番	31～36
6. <b>技術の活用</b> について、関係規定の見直しにより多様なサービス提供等を図るもの	3	36番～38番	37～38
7. <b>公園の利活用</b> について、運用の見直しにより保全と活用の両立を図るもの	2	39番～40番	39～40
8. <b>地域交通</b> について、手続の見直し等により利便性の向上等を図るもの	3	41番～43番	41～43
9. <b>その他の各分野</b> について、権限移譲や規制の見直し等により地方分権改革の推進を図るもの	8	44番～51番	44～52

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
1	<p><b>幼保連携型認定こども園の保育教諭の経過措置規定に関する見直し</b></p> <p>(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【法律改正】</p>	<p>九重町、豊中市、館山市、九州地方知事会 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>幼保連携型認定こども園について、平成31年度末まで設けられている保育教諭となることができる者の要件に係る経過措置期間(保育士と幼稚園教諭免許の両資格を持つことが保育教諭となる要件であるところ、片方の資格保有者でも保育教諭となることができる)を延長する。</p> <p>制度改正により、保育教諭の担い手が確保されることで、施設の持続可能な運営につながり、地域における子ども子育て環境の充実に資する。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。</p> <p>同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。</p> <p>今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。</p>	<p>○ 「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上げられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。</p> <p>○ 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
2	<p><b>一時預かり事業 (幼稚園型)の 人員配置基準の 緩和及び幼稚園 免許更新対象者 の拡大</b> (児童福祉法、教育 職員免許法) 【省令改正】</p>	<p>南房総市、 水戸市 (文部科学 省、厚生労 働省)</p>	<p>一時預かり事業(幼稚園型)では、教育・保育従事者のうち、保育士又は幼稚園教諭を1/3以上配置する必要があるが、(1)又は(2)に掲げる者についても、保育士等と同様、1/3以上配置すべき者の中に含める。 (1)幼稚園教諭免許状未更新者であって、市区町村長等が実施する研修を受講し、市区町村長が認めた者(2)小学校教諭及び養護学校教諭) また、幼稚園免許更新講習を受講できる者に、一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含める。 これらの改正により、一時預かり事業における円滑な人材確保に資する。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
2	<p>【人員配置基準の見直しについて】 一時預かり事業(幼稚園型)においては、預かる児童の安全を守り、質の担保された教育・保育を提供するため、児童福祉法施行規則等において職員配置等に係る最低基準を設定している。 人材確保が困難となっていることへの対応としては、平成28年度以降、①有資格者(幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士資格保有者)割合の緩和(1/2以上⇒1/3以上)、②有資格者以外の職員として子育て支援員以外の多様な人材を配置可能とするなど大幅な緩和を図っているところであり、保育所・認定こども園や一時預かり事業(一般型)など関連制度・事業の職員配置基準と比較しても相当柔軟化された取扱いとなっている。 一方で、御提案の免許失効者等を有資格者として認めることについては、幼児教育・保育に関する専門的な知見を有する者が不在となり、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保が困難となることから、対応は困難である。 なお、一時預かり事業(幼稚園型)の補助基準額は有資格者(常勤の非常勤の幼稚園教諭)を適切に配置できるよう設定しており、平成28年度以降、更に長時間・長期休業中の預かりをより手厚く行うことができるよう、毎年補助の充実を行ってきている。また、御指摘の人員配置基準は、あくまで一時預かり事業(幼稚園型)として国・都道府県の補助を受ける場合にのみ適用されるものである。</p> <p>【免許更新対象者の追加について】 教員免許更新制は教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを求めた制度であるため、その更新対象は現職教員及び教育職員になることが見込まれる者に限定されている(教育職員免許法及び免許状更新講習規則)。 このため、当該事業に従事することのみをもって、免許状更新講習の受講対象者とするのは困難である。 しかし、当該事業に従事する職員を教育職員として採用する場合、上記の現職教員に該当する。(更新講習を受講する義務が生じ、幼稚園の園長から受講対象者証明を取得し更新講習を受講しなければならない。) また、過去に幼稚園に勤務した経験があることや、教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となるため、具体的な状況について、別途、担当にご相談いただきたい。</p>	<p>【一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和】 ＜幼稚園教諭普通免許状未更新者について＞ ○ これまで一時預かり事業(幼稚園型)に対する基準緩和がなされていてもなお、人材確保が困難なため、事業の存続が危惧される地域があるという実態の中、過去に長年の幼児教育の経験があつて、幼児の預かりに対しても十分な知識と技能を有している人材がいる場合には、幼稚園教諭普通免許状を取得して間もない職員と比較しても、十分相応しい人材と考えられるのではないかと。 ○ なお、子ども・子育て支援制度に関する「自治体向けFAQ【第16版】(平成30年3月30日)」では、旧幼稚園教諭普通免許状所有者であつて、「修了確認期限が到来した時点で受講義務者でない者(幼稚園での預かり保育にのみ従事している者や、特段の業務に従事していない者等)のみが『普通免許状所有者』として取り扱われる」としていることから、既に免許更新制度の例外が認められているのではないかと。 ○ 以上のことから、幼稚園教諭普通免許状の未更新者を人員配置基準の員数に含めることができるよう緩和すべきではないかと。</p> <p>＜小学校教諭及び養護教諭普通免許状所有者について＞ ○ また、児童福祉施設設備運営基準第95条の規定では、保育士配置基準の特例として、小学校教諭及び養護教諭を保育士として代替配置ができることから、一時預かり事業における1/3以上の人員配置基準の員数に小学校教諭及び養護教諭を含めることは合理的ではないかと。</p> <p>【幼稚園免許更新対象者の拡大】 ○ 現行基準において、1/3以上の保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を必置しなければならないにもかかわらず、一時預かり事業(幼稚園型)に従事又は従事する予定であつても、免許状更新講習を受講することができないのは制度矛盾ではないかと。 ○ 一時預かり事業(幼稚園型)に対する高いニーズを踏まえれば、同事業の従事者の確保は重要な課題であり、教育職員となることを希望しない者であっても、同事業への従事を希望する幼稚園教諭免許状未更新者による免許更新を許容すべきではないかと。 ○ なお、1次ヒアリングでは、文部科学省より、「幼稚園等で作成した臨時任用教員リスト(非常勤含む)へ登録されている者であれば、一時預かり事業の専従者であっても免許更新講習を受講できる」との説明があつたが、幼稚園の職員として勤務する意思がないにもかかわらず、臨時任用教員リストへ登録しなければ免許更新講習を受講できないことは不合理ではないかと。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
3	<p><b>児童養護施設に配置すべき職員の数に幼稚園教諭を含めることができるよう見直し</b> (児童福祉法) 【省令改正】</p>	<p>鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 (厚生労働省)</p>	<p>児童養護施設に配置する職員のうち、児童指導員及び保育士のほか、定数に幼稚園教諭を含めることを可能とする。 制度改正により、児童養護施設における円滑な人材確保に資する。</p>	<p>保育士については、養成課程において、乳児保育や社会的養護に関する内容などの児童養護施設に従事するために必要な内容を履修することとされている。一方で、幼稚園教諭については、これらの履修が必須とはされていないことから、児童養護施設において、幼稚園教諭の資格を有することをもって、直ちに保育士と同様の役割を十分果たし得ると言うことはできないが、ご提案に対してどのような対応が可能であるかについては、有識者及び関係団体等の意見等を踏まえながら、慎重に検討したい。</p>	<p>○ 保育所及び認定こども園では、保育士の配置基準の弾力化により、幼稚園教諭を保育士とみなすことが認められており、児童養護施設においても幼稚園教諭は役割を十分に果たすことができるという現場の声を踏まえても、同様の弾力化を図り、人材の有効活用を認めるべきではないか。</p> <p>○ 児童指導員の資格要件には、小学校、中学校、高等学校等の教諭資格が含まれているが、これらの資格保有者と同様、幼稚園教諭の資格保有者についても、子どもの養育の中心的役割を十分に担うことができるのではないかと。</p>
4	<p><b>放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し</b> (児童福祉法) 【法律改正等】</p> <p>【29年フォローアップ案件含】 【28年フォローアップ案件含】</p>	<p>豊田市、うま市、九州地方知事会、長洲町、岐阜県、本巣市、中津川市、全国知事会、全国市長会、全国町村会、出雲市、栃木県、松山市、広島市 (文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>全国的に放課後児童支援員の確保が困難であり、国が定めた基準通りに放課後児童クラブを運営することが困難なことから、その人員資格及び人員配置について、現在「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」等に見直す。 制度改正により、地域の実情に応じて必要な人材を確保することができるようになり、放課後児童クラブの持続的な運営の確保や、待機児童の解消に資する。</p>	<p>【29年対応方針】 放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>○ 本年5月に開催した第71回提案募集検討専門部会及び8月に開催した関係府省ヒアリングにおいて、貴省からは、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」のあり方について、現行基準では地域の実情に合っていない部分があることは承知しているため、どのような方向性で見直しが考えられるかについて、精査する時間を頂きたいとの考え方が示されたところであるが、平成29年に閣議決定された対応方針の内容を十分に尊重した上で、個別の要件緩和にとどまらず、地方公共団体側の納得が得られるような「従うべき基準」の参酌化を検討するべきではないかと。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
5	<p>家庭的保育事業等における連携施設に関する要件の見直し (児童福祉法) 【省令改正】</p>	<p>さいたま市、特別区長会 (内閣府、厚生労働省)</p>	<p>平成31年度末まで設けられている家庭的保育事業等の連携施設に係る経過措置期間を延長する。</p> <p>家庭的保育事業等は、卒園時の受け皿として、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(連携施設)を確保する必要があるが、本連携施設の対象に、市区町村が一定の基準を満たしていると認める認可外保育施設、企業主導型保育所等を追加する。</p> <p>これらの制度改正により、連携施設の確保を引き続き行いつつ事業運営が可能となることで、保育の受け皿確保に資する。</p>	<p>保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。</p> <p>家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えており、これを緩和し、認可外保育施設を対応に加えるという本件提案に対応することはできない。</p> <p>また、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)に基づき、家庭的保育事業等として、認可を行う時点で、連携施設の確保が困難であっても、市町村による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する保育が終了する時点までに卒園後の受け皿を確保することを前提として認可することが可能である旨を周知している。</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。</p>	<p>&lt;卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設(認証保育所等)、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当然保育の質は担保されているものと考えべきではないか。</li> <li>○ 平成28年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。</li> </ul> <p>&lt;連携施設に関する経過措置の延長について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取消しに伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取り組むためには、当然に延長されるべきではないか。</li> <li>○ 家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見通しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
6	放課後等デイサービスの利用対象を専修学校に通う児童まで拡大する見直し (児童福祉法) 【法律改正】	東大阪市 (厚生労働省)	<p>学校教育法第1条に規定する学校(例:高等学校、高等専門学校等)に通う障害児が対象となっている放課後等デイサービスについて、専修学校に通う障害児も利用できるようにする。</p> <p>制度改正により、専修学校に進学した場合でもそれまで受けていた放課後等デイサービスを継続して利用できるようになり、住民サービスの向上に資する。</p>	<p>放課後等デイサービスの利用対象児童に専修学校に通う児童を加えることについて、具体的にどのような事例において放課後等デイサービスの提供が求められているのかという事情等を把握した上で、他制度との均衡等も踏まえて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正法施行(平成30年4月)後の3年後見直しや障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討してまいりたい。</p>	<p>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正法施行(平成30年4月)後の3年後見直しや障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討するとのことだが、専修学校に通う児童の放課後等デイサービスの利用の必要性は、東大阪市の例からも明らかであり、平成31年度から具体的な措置を講じられるよう、速やかに検討されたい。</p> <p>○ 1次ヒアリングでは、平成21年に放課後等デイサービスを創設した際に、他法令を参考に対象児童を定義したとのことだが、当時の経緯や他法令もさることながら、現に存する障害児やその保護者のニーズにも目を向け、全国の状況を調査した上で、実態に即した制度となるよう、対応すべきではないか。</p>
7	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充等 (児童福祉法、子ども・子育て支援法) 【省令改正等】	沖縄市 (内閣府、厚生労働省)	<p>原則として3歳未満児を対象として実施している保育所型事業所内保育事業について、3～5歳児の受け入れも可能とし、卒園時の受け皿となる連携施設の確保を不要とする。</p> <p>制度改正により、多様な事業形態での保育の実施が可能となるとともに、保育の受け皿確保に資する。</p>	次頁のとおり	

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
7	<p>事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、満3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、特段の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れることを想定しており、現行制度においても対応が可能である。</p> <p>また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第45条に規定する保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る特例措置については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。</p>	<p>&lt;満3歳以上の児童の受入について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ そもそも家庭的保育事業等において、満3歳以上の児童の新規受入れ・定員設定は法律上許容されているのか。許容されているのであれば、どのような場合に満3歳以上の児童の利用が許容されるのか             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 満3歳未満からの継続利用</li> <li>② 満3歳以上の児童の新規受入れ</li> <li>③ 満3歳以上の児童の定員の設定</li> </ul> </li> </ul> <p>のそれぞれについて明確に示されたい。(1次ヒアリングのほか、国家戦略特区ワーキンググループヒアリング(平成28年7月11日等)における発言も踏まえて具体的に回答されたい。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1次ヒアリングでは、事業所内保育所を利用する児童が満3歳以上になった場合であっても一定の要件のもと引き続き利用することが可能であると説明があったが、             <ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上になるまで当該事業所を利用していなかった満3歳以上の児童を新たに受け入れることの可否</li> <li>・事業所が認可時から満3歳以上の児童の定員を設けることの可否</li> </ul> </li> </ul> <p>については示されていないことから、地方公共団体の間では原則として満3歳以上の児童の新規受入れはできないと捉えられている。</p> <p>提案されている利用定員20名以上の保育所型事業所内保育所には、通常の認可保育所と同様の設備・運営基準が課されていることを鑑みると、これらの対応(満3歳以上の児童の新規の受入れ、定員の設定)も可能とするべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、同ヒアリングにおいて、満3歳以上の児童の継続利用が可能な場合として、次の通り例示されたところ。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員枠、地域枠共通                 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 居住する地域に保育所や認定こども園がない場合</li> <li>② 保育所や認定こども園はあるが定員に空きがない場合</li> </ul> </li> <li>・従業員枠のみ                 <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の強い希望がある場合</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>これらの条件について、地域枠を利用する児童であっても、従業員枠と同様に、保護者の希望によって満3歳以上の児童の継続利用を認めるなど、自治体の判断で柔軟に満3歳以上の児童の継続利用を可能とするべきではないか。</p> <p>&lt;卒園後の受け皿としての連携施設の確保について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 満3歳以上の児童を受け入れる保育所型事業所内保育事業所については、当然、卒園後の受け皿としての連携施設を確保する必要はないため、直ちに所要の省令改正等を行うべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
8	<b>共同保育の実施 可能日の拡大</b> (児童福祉法、就学 前の子どもに関する 教育、保育等の総合 的な提供の推進に関 する法律) 【省令改正等】	大阪市、兵 庫県、神戸 市、和歌山 県、鳥取県、 徳島県 (内閣府、 厚生労働省)	利用児童の少ない土 曜日に認められている、 「共同保育(複数の保育 所等の児童に対する保 育を1つの保育所等で 実施するもの)」の実施 について、土曜日と同様 に利用児童の少ない盆・ 年末年始等においても 可能とする。 制度改正により、保育 士・事業者の負担軽減 等が図ることができ、就 労促進や定着率の向上 など、保育士不足の解 消等に資する。	お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない 場合に、近隣の保育所等が連携し、1カ所の保育所等 で共同保育することは、保育士等の勤務環境改善につ ながるものであり、各市区町村の判断により、実施す ることができるため、対応済みである。 なお、土曜日について常態的に閉所する場合には公 定価格上の減算の措置があるが、お盆や年末年始等 についてはそのような措置はない。	○ 第1次回答では、お盆や年末年始等、保育所等の 利用児童が少ない場合に各自治体の判断で共同保 育が実施可能であることが示されたところ、提案団 体をはじめ自治体では必ずしもその旨が認識されて いないため、通知等で周知・明確化していただきたい。

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
9	<p><b>療育手帳の交付決定権限の都道府県から児童相談所を設置している中核市への移譲</b> (療育手帳制度要綱) 【通知改正】</p>	<p>兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (厚生労働省)</p>	<p>療育手帳の交付の可否を決定する権限を、都道府県知事等から児童相談所を設置している中核市に移譲する。 制度改正により、知的障害児(者)に対して一貫した手続や指導・相談が可能となり、住民サービスの向上に資する。</p>	<p>療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付するものであるが、厚生労働省は、療育手帳制度に関する技術的助言(ガイドライン)として「療育手帳制度について」(昭和48年厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)を定めており、各都道府県知事等は、次官通知に基づきそれぞれの判断で実施要綱を定め、療育手帳制度を運用している。 現在でも、この要綱の下で、条例による事務処理特例制度を活用し、児童相談所設置市(中核市)が療育手帳の判定と交付を合わせて行うことは可能であり、提案内容は実現していると考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1次回答では、次官通知に基づく要綱の下で事務処理特例制度を活用することが可能とされているが、ヒアリングの場で構成員から指摘のあった通り、通知で定める事務について事務処理特例制度を活用することは一般的ではないのではないか。</li> <li>○ また、今後、他の中核市等でも児童相談所の設置が進み、療育手帳の制度に関する事務を担おうとする動きが生じうるが、その都度、事務処理特例制度を活用するために地方公共団体がそれぞれ条例制定等を行うことは非効率であり、国が一括して対応する方が合理的ではないか。</li> <li>○ さらに、来年4月1日に児童相談所を設置する提案団体である明石市の動きを踏まえれば、条例制定のための議会の議決や地方公共団体間での協議等を要する事務処理特例制度の活用を促すより、国において通知改正等による迅速な対応を図る方が適当ではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
10	<p>子ども・子育て支援新制度における保育士等の処遇改善に係る制約の見直し (子ども・子育て支援法) 【通知改正】</p>	<p>静岡県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>保育士等の技能・経験に応じた処遇改善について、対象人数や金額の配分等の国の制約を見直し、各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が地方の判断で可能となるようにする。 制度改正により、地域の実情に応じて、保育士等の処遇改善が可能となり、保育士等の担い手確保に資する。</p>	<p>昨年度から実施している処遇改善等加算Ⅱは、保育士等の専門性の向上を図るとともに、新たに保育園等における保育人材のキャリアアップの仕組みを構築していただくために導入した加算である。 その趣旨に鑑み、処遇改善額の配分には一定の要件を設けているが、現場や自治体等からの要望を受け、今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいものとしたところである。 国としては、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っていくとともに、加算の取得状況等について調査し、検証を行う。</p>	<p>○ 処遇改善等加算Ⅱについては、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう、要件の一部緩和が行われていることについては認識しているが、提案団体をはじめ、市町村によっては中堅以上の階層の職員が多く存する施設・事業所もあり、これらの施設・事業所にとっては、上記の要件緩和が必ずしも制度の活用のしやすさの向上には繋がっていないところ。 今後、加算の取得状況等について調査・検証が行われる際は、上記のような地方自治体の意見にも十分留意し、「副主任保育士等に対する月額4万円の賃金改善を、加算対象職員の半数以上の職員に確実にを行う」という要件についても、より柔軟な制度運用が可能となるよう見直すべきではないか。</p> <p>○ なお、調査の際は、単に処遇改善等加算Ⅱを活用する施設数だけを調査するのではなく、既に活用している施設における運用上の問題点や、活用していない施設における非活用の理由についても併せて把握し、それも踏まえて柔軟な制度運用を検討していただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
11	<p><b>学校給食費に係る児童手当からの特別徴収</b> (学校給食法、児童手当法) 【法律改正】</p> <p>【29年フォローアップ案件】</p>	伊丹市 (内閣府、文部科学省)	<p>学校給食費について、児童手当からの特別徴収が可能となるよう、会計方式や債権の種類の法的位置付けを明確にする。</p> <p>制度改正により、滞納整理に係る学校現場の負担軽減や、給食費負担の公平性担保が図られる。</p>	<p>【29年対応方針】</p> <p>&lt;内閣府&gt; 学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;文部科学省&gt; 学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、以下のとおりとする。 ・地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・地方公共団体から私人への学校給食費の徴収又は収納の事務の委託については、地方公共団体が学校給食費を強制徴収できることに併せて、所要の措置を講ずる。</p>	<p>&lt;学校給食費の強制徴収を可能とすることは困難という主張について&gt;</p> <p>○ 1次ヒアリングでは、「地方税の滞納処分の例により処分することができる費用については、当該費用を要する事務について法令上に地方公共団体による実施義務が規定されており、学校給食の実施を義務化すべき実情がない以上、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とすることも困難」という旨の説明があったが、そのような費用に係る事務について法令上に地方公共団体による実施義務が規定されていない例もあり、上記の説明をもって提案への対応が困難と結論付けるのは不適當である。</p> <p>○ また、同ヒアリングでは、「学校教育に関する費用として、教材費等の費用もあるにもかかわらず、学校給食費についてのみ特別徴収を可能とすることは均衡を失する」という旨の説明もあったが、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」において、「地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている以上、当該閣議決定を踏まえ、提案団体をはじめとする地方公共団体における支障の解消のため、確実に検討を進めるべきである。</p> <p>○ 今後、内閣法制局における審査等、確実に検討を進め、2次ヒアリングの際には、論点を丁寧に網羅した真摯な説明を行っていただくべき。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
12	<p><b>育児休業等の期間延長に係る手続の見直し</b>                      (雇用保険法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)  <b>【通知改正】</b></p>	大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 (厚生労働省)	<p>育児休業の期間の延長及び育児休業給付金の支給期間の延長に際しては、市町村が発行する保留通知書(保育の実施が行われないことを確認する書類)を、保護者が事業主及びハローワークに提出することとされているが、復職の意思がない保護者が、保留通知書の入手を目的として保育の実施を希望し、保育所の利用調整に支障が生じているため、保留通知書の発行に代わる、保育の実施が困難である旨を証明する方法について検討を行う。</p>	<p>育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育園に入れない場合等には、最長2歳に達するまで延長可能。この延長措置は、職場に復帰したいにもかかわらず、保育所に入所できず、不本意な離職に繋がることを防止する趣旨で講じているもの。</p> <p>保育所に入れない証明としては、入所保留通知書の提出を求めているが、給付の受給要件を満たすか否かの確認を行う上で必要と認識しており、提出を不要とすることは困難である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 育児休業等の延長手続に起因し、地方自治体の現場では保育所等の公平な利用調整等に重大な支障が生じており、関係府省ヒアリングにおいても支障の解消に向けて対応する必要があるとの貴省の考えが示されたところであるが、育児休業等の延長や希望する保育所等への入所の可否は、保護者の生活に大きな影響を及ぼす喫緊の問題であり、支障の解消に向けて、速やかに対応していただきたい。</li> <li>○ また、制度やその運用の見直しに当たっては、地方自治体に過度な事務負担がかかることがないようにするとともに、保護者の育児休業の機会を妨げることがないように留意していただきたい。</li> <li>○ なお、現行では、保育が実施されないことを理由にした育児休業等の延長時には、その確認資料として市町村の作成する入所保留通知書が必要となっているが、他の資料によって「保育が実施されないこと」を確認することもできるのではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 街づくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
13	<p><b>農地中間管理事業に係る制度の見直し</b>                      (農地中間管理事業の推進に関する法律、農業経営基盤強化促進法、土地改良法)                      【法律改正】</p>	<p>青森県、秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、九州地方知事会                      (農林水産省)</p>	<p>農地中間管理事業に係る制度について、下記の事項を見直すことで、円滑かつ効率的な事業実施に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農用地利用集積計画や農用地利用配分計画の作成事務を簡素化・迅速化するための措置を講ずる。(例:農用地利用配分計画の縦覧の廃止、農用地利用配分計画の都道府県知事による認可の廃止等)</li> <li>○ 利用権の存続期間延長手続を簡素化し、関係者間の合意による延長を可能とする。</li> <li>○ 改正土地改良法施行前に農地中間管理権を設定した農地についても、関係者間の合意がある場合には、機構関連事業を実施可能とする。</li> <li>○ 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業に係る業務のうち単純な業務の委託を行う際の都道府県知事承認を廃止する。</li> </ul>	<p>次頁のとおり</p>	

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 街づくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。</li> <li>○ 利用権の存続期間延長に係る手続の簡素化に資する取組として、機構から同一の担い手に再度貸し付ける場合等の農用地利用配分計画の添付資料の一部を不要とするような省令改正を行い、平成30年7月1日から施行したところである。</li> <li>○ 機構関連事業は改正土地改良法に基づき、機構が農地を借り受ける際にあらかじめ当該事業が行われることがあることについて農地所有者に説明することとされている。 このため、機構関連事業の対象とする農用地については、改正土地改良法において、同法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した(借り受けた)農用地とされている。 したがって、改正土地改良法の施行前から農地中間管理権が取得されている農用地について、契約期間を延長することで当該事業の対象とすることは困難である。</li> </ul>	<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における縦覧制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の知事承認についても提案団体の支障を解消する方向で検討いただきたい。</li> <li>【1】農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定事務に係る一連の手続を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で完結する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。</li> <li>○ 配分計画の都道府県知事認可に係る縦覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定前段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、縦覧を廃止する方向で検討いただきたい。</li> </ul> </li> <li>【2】利用権の存続期間延長手続きの緩和             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合(契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意がとれている場合)には、周辺の土地利用が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。</li> <li>○ 機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみとされているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があるとされている。 機構関連事業の実施に係る手続を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。</li> </ul> </li> <li>【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないか。</li> </ul> </li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 街づくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
14	<b>土地改良事業に係る受益地の変更要件等の明確化</b> (土地改良法) 【通知改正等】	岡山県 (農林水産省)	<p>土地改良事業について、着手から完了までの間に社会情勢の変化等が生じた場合、受益地設定を含む事業計画の変更を可能とする。</p> <p>また、受益地の変更可否の判断基準や変更手続、補助金返還のルール等を明確化することで、地域の実情に合った土地改良事業の実施や土地利用の実現に資する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業実施期間中の受益地の除外にあたっては、除外を希望する者が土地改良区、市町村等との間で土地改良施設への影響等を勘案した調整を行い、その結果をもとに事業実施主体が変更手続を行うこととしている。 この調整については、受益地から除外予定の農地の位置や面積、用水配分への影響、地域の様々な事情等を勘案し、土地改良区や市町村等が判断するものであり、国が具体的な判断基準を設けることは困難である。</li> <li>○ 国営土地改良事業の事業計画変更手続については、除外する面積が累積5%以上となる場合には、国が変更計画書(案)を作成し、計画変更審査委員会の審査・了承を経た上で法手続に移行する。 一方累積5%未満の場合には、受益地の除外に関して国との協議を行う必要はなく、除外を希望する者が土地改良区、市町村等との調整が整えば、その旨を国に報告することによって除外が可能である。</li> <li>○ 補助金返還の可否については、対象とする施設の規模に影響がない程度の除外であれば、一般的に返還は要さない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第一次回答のとおり、国営事業実施中の受益地変更(5%未満)に当たっては、基本的に国から示す要件等はなく、土地改良区、市町村等との間で調整が整えば、地方の判断で柔軟に変更することが可能であることについて明確にし、地方に分かりやすい形で周知すべきではないか。</li> <li>○ 国営事業の受益地を変更する場合、その面積が累積5%未満か、5%以上かによって要する手続が大きく異なり、また地方から変更を申し出ることの可否、その場合の調整や手続についても明らかではない部分があるため、5%未満、5%以上それぞれの場合について、一連の手続きの全体像を地方に分かりやすい形で周知すべきではないか。</li> <li>○ 受益地変更について、これまで変更した事例、変更できない場合として想定されるケース、変更にあたって留意すべき事項、変更に係る期間や補助金返還の考え方等について、地方に分かりやすい形で周知すべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 街づくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
15	<p><b>町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止</b> (都市計画法) 【法律改正】</p> <p>【26年フォローアップ案件】</p>	<p>酒々井町、 全国町村会 (国土交通省)</p>	<p>町村の都市計画決定に必要な都道府県知事の同意を廃止し、市と同様に協議のみとすることで、町村がより主体的に都市計画決定を行えるようになり、地域におけるまちづくりに資する。</p>	<p>【26年対応方針】 町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。</p> <p>【27年対応方針】 町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。</p>	<p>○ 現時点の留意事項の定着状況では同意の廃止に向けて十分とは言えないと評価するのであれば、平成27年の対応方針において「町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る」とされている趣旨を踏まえ、廃止の目途を明確に示した上で、留意事項の定着に向けた取組を速やかに進めるべきではないか。</p> <p>○ 少なくとも45の都道府県において協議ルールを策定し、かつ残る都道府県においても策定に向け検討中であるところ、都道府県に対するアンケート調査によれば、協議ルールを策定している都道府県のうち、全ての都道府県で協議ルールが遵守又は概ね遵守されており、かつ、協議ルールを策定していない団体を含めほとんどの都道府県で留意事項が守られている又は概ね守られていることから、実態として、留意事項の定着は図られているのではないか。</p> <p>○ また、平成29年12月の全都道府県に対するアンケート調査により、都道府県と市との協議で意見相違事例があったと回答された団体は10市であり、このうち市側も意見相違があることを認識していたのは3市であるところ、市の都市計画決定に係る都道府県協議の全体の中で、大多数の市においては、適切な協議の実施を通じて適切な合意形成が図られていると言えるのではないか。さらに、ごく少数の事例については、必要に応じ、個々の事例を踏まえた周知の徹底、事後の関与を通じた是正等の別の手段によって十分に対応することが可能ではないか。</p> <p>○ 以上を踏まえれば、留意事項の定着に向けた更なる取組みを進めることを前提としたとしても、町村の自主性を尊重する観点から、同意を廃止する結論を平成30年中に得るべきではないか。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 街づくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
16	<p><b>公立社会教育施設について地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局への移管を可能とする見直し</b> (地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法、図書館法、博物館法) 【法律改正】</p> <p>【29年フォローアップ案件含】 【26年フォローアップ案件含】</p>	<p>名張市、北海道、群馬県、九州地方知事会 (文部科学省)</p>	<p>現在、教育委員会が所管することとなっている博物館、図書館、公民館をはじめとする公立社会教育施設について、地方公共団体の選択により首長部局へ移管することを可能とすることにより、移管された当該地方公共団体においては、観光分野やまちづくり分野を担う首長部局で一体的に所管できるようになり、社会教育のさらなる振興はもとより、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等が図られる。</p>	<p>○ 公立社会教育施設の所管の弾力化については、平成26年、29年の地方分権改革に関する提案募集において、地方自治体から、博物館、図書館の所管の在り方について提案があり、検討事項とされ、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)において、公立博物館について「まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされた。</p> <p>○ それらを受けて、公立社会教育施設について、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が所管することを可能とすること等に関して、専門的な見地から検討を行うため、平成30年2月に中央教育審議会生涯学習分科会に「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ」を設置し、平成30年5月までに6回の会議を開催した。関係団体から表明された意見等も踏まえつつ、論点整理を行い、これを中央教育審議会生涯学習分科会に報告し、現在引き続き議論を行っているところであり、年内に結論を得る予定。</p>	<p>○ 「公立社会教育施設の所管については、当該地方の実情等を踏まえ、当該地方にとってより効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができることとする特例を設けることについて、(中略)社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置が講じられることを条件に、可とすべきと考える。」という中教審生涯学習分科会における審議のまとめが、中教審総会に報告されたところ。 これを踏まえ、中教審から、こうした方向の答申を受けた場合には、提案を実現するというところでよいか。</p> <p>○ 社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置については、地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)、地方分権改革推進委員会第2次勧告(平成20年12月8日)、同委員会第3次勧告(平成21年10月7日)、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」(平成23年11月29日閣議決定)等に反しないものとするところでよいか。</p> <p>○ 移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法、博物館法及び図書館法の改正を検討されるということか。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 街づくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
17	<b>指定管理者制度 の対象施設の見直し</b> (地方自治法) 【法律改正】	浜松市、裾野市 (総務省)	「公の施設」とされていない学校給食センター等の施設でも指定管理者制度を導入できるようにすることで、民間事業者の創意工夫による施設運営が推進され、住民サービスの向上及び財政コストの削減を図ることができる。	指定管理者制度は、民間事業者に対して行政処分的一种である使用の許可の権限を付与し、施設を管理運営させる制度である。 学校給食センターや清掃工場においては、住民への使用の許可権限の付与が必要な施設ではないと考えられるため、指定管理者制度を活用する必要はなく、私法上の委託契約によって管理を民間事業者へ委託することで当該施設を管理するという目的は十分に達成される。 支障事例で指摘された隣接する公の施設との一体的な管理についても、隣接する公の施設を指定管理している事業者と同一の事業者と委託契約することで一体的な管理が可能であり、このことが制度上の支障であるとは考えていない。また、公の施設に該当しない施設については、私法上の委託契約によって行うことができるものと考えている。 このため、委託契約で実施可能な管理について、あえて指定管理者制度又は類似の制度を設ける必要性はない。 なお、民間事業者への委託について議会の議決事項としたいのであれば、地方自治法第96条第2項により条例で議決事件として定めることができる。	○ 水泳場及び清掃工場は、PFI法に基づき、施設の整備及び管理運営等を包括的に委託したものであるが、当該契約終了後も両施設の管理運営を一つの者に行わせようとする場合、私法上の契約では以下のような疑問があるため、明確にしていきたい。 (1) 清掃工場について、廃棄物処理業・施設清掃業務・警備業務を始めとする清掃工場の管理運営に関する全ての業務を一つの業者に包括的に委託することは可能か。 (2) 上記(1)で包括的な委託が可能である場合に、私法上の包括的な契約の中で、施設の修繕等を受託者の判断で行わせること(管理権限の委任)は可能か。なお、現行のPFIによる契約では、受託者が実施する修繕更新業務に必要な対価を年ごとに支払っている。 (3) 私法上の包括的な委託契約の中で清掃工場などの施設の管理運営を行わせるに際し、当該施設に市職員を常駐させるか否かは、市が施設ごとに判断すべき事項であると理解してよいか。 ○ 公の施設以外の施設について、その管理運営を民間委託する場合に、その判断根拠が不明であり、踏み出せないのが現状である。施設管理業務の委託手法については、地方自治法に基づく指定管理者制度及びPFI法に基づく方法を除けば、自治体が参考にできる法令やマニュアルが不足している。このため、窓口業務や公物管理業務と同様に、包括的民間委託のような手法についてガイドライン等を示すべきではないか。

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 街づくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
18	<b>公立大学法人の 所有する土地等 の第三者貸付要 件の見直し</b> (地方独立行政法人 法) 【法律改正】	指定都市市 長会 (総務省、 文部科学省)	公立大学法人も国立 大学法人と同様に、法 人業務に関わらない使 途としての、土地等の第 三者貸付を可能とするこ とにより、各公立大学の 強みや特色を生かした 取組を行うために必要な 財政基盤の強化が図ら れ、公立大学法人の自 主性・自律性の高い運 営による教育研究水準 の一層の向上が期待で きる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公立大学法人における土地等の所有財産の貸付 けは、地方独立行政法人法第70条に基づき、業務を 行うにあたり必要とされる場合には現行法上でも認 めているところであり、「具体的な支障事例」にあるコ ンビニの設置についても、業務に支障がない場合 に限り、第三者へ土地を貸し付け、教職員や学生など の福利厚生のための施設として設置することは認め られる。</li> <li>○ 現行法上認められていないその他の具体的な支 障事例が存在するというのであれば、具体的な計 画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性 に鑑み、関係省庁と連携の上、改善策について検討 する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次回答において、「具体的な支障事例が存在 するということであれば、具体的な計画内容やニーズ 等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係省 庁と連携の上、改善策について検討する。」とのこと だが、できるだけ早く現行制度における支障事例や 制度改正のニーズ等を把握していただきたい。それ を踏まえて法改正をすべきではないか。</li> <li>○ 国立大学法人と公立大学法人に制度上の差異が ある合理的な理由(公立大学法人特有の事情)が無 い限り、この差異を解消するため、早急に法改正をす べきではないか。</li> </ul>
19	<b>火葬場の設置・ 運営に係る広域 化・官民連携の ための見直し</b> (墓地、埋葬等に関 する法律) 【法律改正等】	富山市 (厚生労働 省)	高齢化、人口減少等の 進展に伴い、市民生活 に不可欠な火葬場の更 新が喫緊の課題となっ ているところ、官民の関 係者が参画する法定協 議会を設置することを可 能とすること等により、 地方公共団体の枠を超 えた広域化や官民連携 による効率的な火葬場 の設置・運営を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>【民間事業者による火葬場の設置・運営】</li> <li>○ 火葬場を経営する事業は、高度の公益性を有して いるといえ、誰もが火葬場を利用できるよう、利用者 保護の観点及び健全かつ安定的な運営を永続させる 観点から、火葬場の経営主体には非営利性、永続 性が求められているところである。</li> <li>○ 従って、火葬場の経営主体としては、地方公共団 体の他、公益法人や宗教法人に限り、民間事業者は 相当でないと考える。</li> <li>【広域化、官民連携等を推進するための協議会の、墓 地、埋葬等に関する法律における法制化】</li> <li>○ 都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた 「協議の場」としての協議会を設けることは、墓地、埋 葬等に関する法律においては何ら制限されておらず、 各地方公共団体の判断により協議会を設けることは 現在でも可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【民間事業者による火葬場の設置・運営】</li> <li>○ 宗教法人、公益法人等や市町村等の地方公共団 体以外の民間事業者が、火葬場の経営主体となり得 るとの見解であると考えてよいか。</li> <li>○ 地方公共団体が民間事業者に対して火葬場の設 置・運営を許可する際の留意事項や裁量に係る通知 等を、地方公共団体に対し発出していただきたい。</li> <li>【広域化、官民連携等を推進するための協議会の、墓 地、埋葬等に関する法律における法制化】</li> <li>○ 提案団体にヒアリング等を行い法定協議会設置の ニーズを把握した上で、火葬場の管理・運営の広域 化・官民連携を推進するために法定協議会を設置す るよう、墓地、埋葬等に関する法律を改正していただ きたい。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
20	<p>介護認定に係る調査事務を委託する際の職員の資格要件の見直し (介護保険法) 【省令改正】</p>	<p>所沢市、那覇市 (厚生労働省)</p>	<p>地方自治体が、介護認定の訪問調査を法人へ委託する際、法人の職員には介護支援専門員の資格要件が課されているところであるが、これを「社会福祉士」、「介護福祉士」、「初任者研修(旧ヘルパー2級)」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げるよう求めるもの。これにより、調査員の確保が円滑になり、法人での受託件数の増加及び調査業務に要する日数の短縮が図られる。</p>	<p>認定調査を委託する場合は、調査の質の確保の観点からアセスメントに係る技術等を有している介護支援専門員に限ることとしている。また、介護報酬は、要介護状態区分が高いほど報酬が高くなり事業所にとって有利であり、認定調査員が要介護状態区分を作為的に高くする恐れがあるため、認定調査の実施に当たっては、中立・公正性を確保することが必要である。これらを踏まえ、認定調査の実施状況を把握した上で、具体的な対応について平成31年度中に結論を得る。</p>	<p>○ 提案団体は、指定市町村事務受託法人の人材確保が進まず認定調査において大幅な遅れが出ており、できるだけ早い対応を望んでいる。こうした状況を踏まえ、実施状況の調査・分析を今年中に行うなど可能な限り速やかに対応していただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
21	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定方法の見直し (介護保険法) 【法律改正】</p>	<p>砥部町、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 (厚生労働省)</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、事業所は市町村ごとに事業指定を受けなければならないとされている。その際、事業所では、サービス受給者が所在する市町村全てから、指定を受ける必要があるため、事務量が増加している。また市町村においても、当該市町村の区域外に事務所を置く事業所からの申請が多く、事務量の増加に繋がっていることから、指定基準を同じくする市町村が希望した場合などに、一括(広域的)で申請を受理及び指定できるようにすることを求めるもの。</p> <p>これにより、市町村及び事業所において事務負担の軽減が図られる。</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定に係る事務については、現行制度上、地方自治法に基づく協議会(地方自治法第252条の2の2)、事務の委託(地方自治法第252条の14)、事務の代替執行(地方自治法第252条の16の2)等の仕組みの活用を通じて申請の受理及び指定に係る事務を一括して行うことが可能である。</p>	<p>○ 提案団体は、事務を一括して行う際の基準や指導監査の取扱いについて既に取り組んでいる自治体の例などを含め示すことや、回答内容について積極的に周知することを求めていることから、各都道府県・市町村に対する周知又は通知を今年中に行っていたきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
22	<b>重度訪問介護の 訪問先の見直し</b> (障害者総合支援法) 【省令改正】	さいたま市 (厚生労働 省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常時介護が必要な重度障害者に対する障害福祉サービスである「重度訪問介護」のサービス提供場所は、現行では居宅又は病院等に限定されている。</li> <li>○ 常時介護が必要な重度障害者が在宅就労している場合、その就労時間中、居宅は職場とみなされるため、「重度訪問介護」を利用することができない。</li> <li>○ 在宅就労している場合に居宅でも「重度訪問介護」を利用できるようにすることで、重度障害者の就労を支援し、社会進出を推進することができる。</li> </ul>	<p>在宅就労中の障害者の支援については、障害者の在宅就労により恩恵を受ける企業自身が支援を行うべきという考え方があり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)においても企業等に障害のある方の困難に対する配慮が求められている。</p> <p>こうした中、個人の経済活動に対して障害福祉施策として公費負担で支援を行うことについては、事業主による個々の障害特性に応じた職場環境の整備(ヘルパーの配置等)などの支援の後退を招くおそれがある。</p> <p>したがって、在宅就労中の支援については、慎重な対応が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本件提案の趣旨は、在宅就労している重度障害者の業務支援ではなく、日常生活の支援であるから、企業が支援するのではなく、福祉サービスとして支援すべきではないか。</li> <li>○ 在宅就労している重度障害者の就労時間中の支援の提供を企業に求めることは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第8条第2項に規定する「過重な負担」に該当するのではないかと。また、在宅で自営している重度障害者は支援を受けられないのではないかと。</li> <li>○ 本件提案は、平成30年度障害福祉サービス報酬改定で議論された通勤・通学時の重度訪問介護の利用とは別の論点であるから、在宅就労している重度障害者の実態を把握したうえで、支援の在り方を検討すべきではないかと。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
23	<p><b>介護保険における施設移転に係る住所地特例の見直し</b> (介護保険法) 【法律改正】</p>	<p>兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会 (厚生労働省)</p>	<p>住所地特例(最初に居住していた市町村が保険者となること)対象施設に別の市町村から移ってきた者が、当該施設と同一市町内にある認知症高齢者グループホームに移る場合に住所地特例を適用することにより、保険者間の適正な責任の分担と負担の公平が保たれる。</p>	<p>介護保険制度においては、住み慣れた地域とのつながりを大切にしながら、地域生活に密着した形で要介護者の日常生活を支えることが特に重要なサービスを「地域密着型サービス」と定め、身近な市町村の単位でサービスの運営を行うことを基本としている。</p> <p>認知症グループホームでは、認知症の特性に配慮し、家庭的な環境の下、住み慣れた地域において、地域住民との交流を図りながらサービスを提供できるよう、地域密着型サービスの一つとして位置づけている。</p> <p>したがって、認知症グループホームを住所地特例の対象として、市町村域を越えた利用を前提としたサービスと位置づけることについては、困難である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この提案に対して、全国町村会は「提案団体の意見を十分に尊重されたい。」と、全国市長会は「提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め」と賛同する意見であったことを踏まえ、厚生労働省は、個別の自治体の問題として取り扱うのではなく、この提案の内容に立ち入って検討するべきではないか。</li> <li>○ 認知症状が徐々に進行し、その進行に伴い要介護度が重度化する過程で、認知症高齢者グループホームを経由すると、その後の介護給付費は現住所の市町村が負担することになる。このような現行制度のままでは、介護保険施設が多く存在する市町村の介護費用の財政負担を軽減することを目的に設けた住所地特例の趣旨に反して、結果として財政負担が増加する仕組みになっているのではないか。</li> <li>○ 上記のとおり、住所地特例対象施設から認知症高齢者グループホームを経由して住所地特例対象施設へ移転するサービス利用の流れを想定して、住所地特例対象施設から認知症高齢者グループホームへ移った場合に限って、検討することは可能ではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
24	<b>介護老人保健施設等に係る未利用国有地の貸付の対象施設の見直し</b> (社会福祉法、国有財産特別措置法) 【通知改正】	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (財務省、厚生労働省)	都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に貸付料が減額されるが、対象施設に介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所を加えることによって、都市部等における施設整備の促進が期待でき、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保に資する。	国有地の減額貸付は、原則である財政法第9条における「法律に基づく場合」として例外的に認められているものであり、その例外規定として、国有財産特別措置法(以下「特措法」という。)第3条において、減額貸付のできる事例は限定列挙されている。 看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所及び介護老人保健施設は、特措法第3条第1項1号ロ「社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設」には該当しないため、減額貸付の適用をすることは困難である。 なお、「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する施設」であれば、減額貸付の対象となる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度は、看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るもののみが社会福祉事業に該当することを理由として、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた途端に減額貸付の対象外とするもので、要介護者に看護と介護を連携させたサービス提供を目指す方向に相反する仕組みとなっているのではないか。</li> <li>○ 看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係る部分に相当する面積を減額貸付けの対象とすることが可能と解されるのであれば、対象とする要件を含め、通知で明確にすべきではないか。</li> <li>○ 平成27年12月21日付け財理第4997号「介護保険整備に係る国有地の有効活用について」の通達において、「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設」の範囲について、通達上より明確にする必要があるのではないか。</li> </ul>
25	<b>へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の見直し</b> (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等) 【通知改正】	萩市 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配置が義務づけられている薬局の管理者たる薬剤師に係る兼務許可要件について、現行では非常勤の学校薬剤師を兼ねる場合等に限定されている。</li> <li>○ 薬剤師の確保が困難なへき地の場合には、他の薬局の管理者(薬剤師)との兼務など都道府県知事が柔軟に兼務を許可できるよう要件を緩和することにより、へき地における医療を持続可能なものとする。</li> </ul>	少子高齢化が進行する中、へき地において、必要な水準を確保しつつ、必要な医療サービスを提供することは重要であると考えている。 薬局や薬剤師の在り方については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会(以下「制度部会」という。)において議論を進めているところであり、この論点についても、実態を踏まえつつ、制度部会の中で検討し、その結果を踏まえて所要の措置を講じていきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理薬剤師の兼務許可については、地方公共団体における管理薬剤師の兼務許可の実態を踏まえ、兼務許可要件を明確化するため、通知を見直すべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
26	<b>食品の特別用途 表示の許可申請 に係る都道府県 経由事務の廃止</b> (健康増進法) 【法律改正】	愛知県 (消費者庁)	<p>食品の特別用途表示の許可申請は、営業所の所在地の都道府県を経由して消費者庁に提出されており、許可書についても、消費者庁から都道府県を経由し、申請者に送付される。</p> <p>実質的な審査等は消費者庁が行っており、都道府県が行う事務は部数や項目の確認など形式的なものであるため、都道府県経由事務を廃止し、申請者から直接、消費者庁へ申請することで申請者は迅速に審査許可を受けることが可能となる。また、地方自治体の事務負担にもつながる。</p>	<p>御提案のとおり、健康増進法第26条第2項に規定する都道府県を経由事務廃止については、年末を目途に検討し、地方分権一括法により改正を行う。</p> <p>ただし、経由事務を廃止した場合であっても、同法第27条に規定する立入検査及び収去等の許可後の監視指導が、引き続き、都道府県においても適切に行われる必要があることから、特別用途食品の許可書の送付を国から直接申請者に行なった際などに、当該食品に係る情報について、営業所の所在地の都道府県と共有する等運用面について、別途検討を進める。</p>	(再検討要請なし)

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 4. マイナンバーについて、手続に伴う取扱いの見直し等により利便性の向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
27	<p>マイナンバーによる情報連携の項目追加等について (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等) 【法律改正等】</p>	<p>広島県、広島市、相模原市 (内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>社会保障分野におけるマイナンバー利用事務のうち以下の各事務に関して、マイナンバー制度による情報連携の項目等を追加することより、住民の利便性向上と地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>①生活保護法による保護の決定事務について労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を追加 ②難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務及び児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務について地方公共団体が健康保険組合に対して確認する高額療養費の情報を追加</p>	<p>【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】</p> <p>○ 現在、休業補償給付等の請求時には申請者からマイナンバーの提供を求めているところであり、本連携を実施するに当たっては、以下の課題があるため、実施の可否も含め、慎重に検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者に対して、短期給付(休業補償給付等)についてもマイナンバーの提供を求め、本人確認書類の郵送等が必要になる一方で、それにより省略できる労災保険の請求手続に係る添付書類はなく、国民の利便性向上の効果は低い。</li> <li>申請様式の改正に伴うシステム改修費用等のコストを要する。</li> <li>一方で、生活保護法に基づく支払証明の照会件数(労災保険の短期給付を含む照会に限る)は年間84件(平成29年度)と少なく、十分な費用対効果が見込まれない懸念がある。</li> </ul> <p>【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】</p> <p>○ 本件の所得区分の確認は、認定を受けようとする者(申請者)が実施機関(都道府県等)を経由して保険者へ申し出ることとされており、当該申し出を受けて保険者が所得区分の判定を行うものである。</p> <p>そのため、情報連携については、具体的な事務フローを精査の上で、関係法令の整合性や保険者及び地方自治体におけるシステム改修のための技術面、予算面、効率性等を踏まえ、その実施の可否も含め関係省庁で連携して検討していく。</p>	<p>【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、提案団体が生活保護の不正受給防止のために、生活保護申請時に、労働者災害補償保険法に規定する全ての労災保険給付に関する情報とのマイナンバーによる情報連携を求めていることを踏まえ、①年金併給調整のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災保険給付に関する情報を追加する場合に要する費用の推計と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付者との重複者から導き出される効果の推計とを比較するなどし、休業補償給付等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。</p> <p>・生活保護申請手続時において、休業補償給付等をはじめとする労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方策を検討すべきではないか。</p> <p>【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険事業の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に要する費用の推計と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定医療費の給付者数から導き出される本提案の効果の推計とを比較するなどし、高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。</p> <p>・提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 4. マイナンバーについて、手続に伴う取扱いの見直し等により利便性の向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
28	再発行事務におけるマイナンバー記入の廃止 (介護保険法等) 【省令改正】	各務原市、 今治市 (内閣府、 厚生労働省)	<p>社会保障分野におけるマイナンバー利用事務である以下の各事務に関しては、公的証明書の再交付事務についても、マイナンバーの提出を求めることとされているところ、マイナンバーの利用が想定されない再交付事務については、マイナンバーの記入を廃止することにより、マイナンバーの提示に係る住民の負担軽減と地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>① 介護保険事務 ② 医療保険事務 ③ 障害者福祉事務</p>	<p>【介護保険事務】</p> <p>○ 介護保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討する。</p> <p>【医療保険事務】</p> <p>○ 平成29年の対応方針において、国民健康保険法施行規則により個人番号の記載を義務付けている事務手続については、個人番号の記載の義務づけの要否について関係府省と連携して検討し、平成30年中に結論を得て、その結果に基づき必要な措置を講ずるとしており、現在、関係府省と協議中である。</p> <p>○ 後期高齢者医療制度においても、上記の国民健康保険と同様に、個人番号の記載の義務づけの要否について関係府省が連携して検討する。</p> <p>【障害者福祉事務】</p> <p>○ 障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討していく。</p> <p>なお、身体障害者手帳は、更新の仕組みを取っておらず、マイナンバーの利用開始以前に手帳を取得した者の個人番号を取得できる機会が限られていることを踏まえれば、手帳の再交付申請の機会を通じて個人番号を記載するよう求めることは、手帳関連事務におけるマイナンバーの利用などにおいて有用であると考えます。</p>	<p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。</li> <li>・ 通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。</li> <li>・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。</li> </ul> <p>○ 厚生労働省において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。</li> <li>・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。</li> <li>・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 4. マイナンバーについて、手続に伴う取扱いの見直し等により利便性の向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
29	<p><b>マイナンバー利用と個人情報保護の両立</b>                      (住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等)  <b>【通知改正】</b></p>	<p>豊田市、郡山市、千葉県                      (内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省(国税庁))</p>	<p>以下の措置を講ずることにより、マイナンバー利用と個人情報保護の両立を推進する。                      ①マイナンバーが記載された住民票の制度的な位置付けについて明確化すること                      ②死亡保険金の受取り時の手続に関して、故人のマイナンバーの確認が通知カードやマイナンバーカードによりがたい場合について、マイナンバーの記載がなくとも受取人が保険会社に関係書類を提出できることを明確化すること                      ③マイナポータルにおける特定個人情報の使用履歴閲覧機能について、同一住所地に居住する住民間での取扱いを個人情報保護の観点から適正なものとする</p>	<p>次頁のとおり</p>	

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 4. マイナンバーについて、手続に伴う取扱いの見直し等により利便性の向上等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
29	<p><b>【個人番号記載の住民票の取扱い】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人番号については、番号利用法第15条及び第19条において、特定個人情報の提供の求めの制限や提供の制限等の規定が設けられていること等から、個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である。</li> <li>○ 仮に代理人に個人番号を記載した住民票の写し等を直接交付した場合には、成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがある。また、法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。</li> <li>○ よって、個人番号を記載した住民票の写し等の交付については、住民票の写し等が様々な場面で住民の居住関係を公証するものであることや、先述した個人番号の性格に鑑み、同一の世帯に属する者以外の代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所宛てに郵便等により送付することが適当である。</li> </ul> <p><b>【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 単身世帯であった死亡者の法定代理人であった者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であっても、個人番号が記載された住民票の除票の写しを交付することはできない。死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。</li> <li>○ そもそも、個人番号関係事務実施者において、例えば、税務署に提出する支払調書等に経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。このことについては、内閣官房から保険会社関係団体に要請を行っているものであり、引続き要請を行っていききたい。</li> </ul> <p><b>【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガイドラインにおいては、申請書に書かれた世帯の内容を確認する方法として、①「住基ネットを活用して同一住所の者を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出し」、②「その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により同一世帯者を絞り込むこと」による方法を示している。</li> <li>○ これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等は必要ないもの。</li> <li>① 住基ネットを活用して同一住所者を検索することについてマイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報…の提供を求め」ことができるとされており、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯ではない方について、マイナンバーを地方公共団体情報システム機構に照会を行うことも、情報連携を行う事務の一環として、給付の適正な支給のために行われたものであることを考えれば、事務処理に必要な範囲で許容されるべきものであると解される。</li> <li>② 住基ネットで検出された同一住所の者を情報照会することについてマイナンバー法第19条第7号においては、情報照会者は「(別表第二の)第二欄に掲げる事務を処理するために必要な…特定個人情報…の提供を求め」ることとされており、請求書に記載されている者のほかに同一世帯者が存在しないこと等を確認するために必要なものであれば、同一世帯でない者についても情報照会を行うことは可能である。</li> <li>○ なお、基本的には申請に基づく手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認を行えば足りると思われるところ、具体的にはどのような手続において、世帯構成に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に対し、確認することを考えている。</li> </ul>	<p><b>【個人番号記載の住民票の取扱い】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を整理していただきたい。</li> <li>○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。</li> </ul> <p><b>【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財務省において、死亡者のマイナンバーが税務上の名寄せで必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。</li> <li>○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員の対応が円滑になるようにしていただきたい。</li> <li>○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。</li> <li>○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを確知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。</li> </ul> <p><b>【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。</li> <li>○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。</li> <li>○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナポータルの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 4. マイナンバーについて、手続に伴う取扱いの見直し等により利便性の向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
30	<p>郵便局員による本人確認とマイナンバーカード交付事務に関する見直し (地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律等) 【法律改正】</p>	<p>大村市 (内閣府、総務省)</p>	<p>以下の措置を講ずることにより、マイナンバーカードの交付に係る住民の利便性を向上させるとともに、交付に係る市区町村の事務の効率化による事務負担の軽減を図る。</p> <p>①顔写真のない身分証明書を所持する請求者の代理人が、交付時来庁方式によってマイナンバーカードの交付を求める場合について、本人限定郵便による交付を認めること</p> <p>②マイナンバーカードの交付手続については、少なくとも一度は市区町村の窓口に来庁しなければならないところ、郵便局員によるマイナンバー法上の本人確認を可能とすること等により、市区町村の窓口に来庁することなく、市区町村をネットワークで網羅する郵便局におけるマイナンバーカードの申請及び交付を可能とすること</p>	<p>○ 個人番号カードは、顔写真付きの身分証明書として本人の顔写真を公証するため、当該申請者本人の顔を必ず一度は確認しなければならないものであるが、その例外的な措置として認めている代理人の来庁による申請者本人の顔写真の確認さえもしないということは、個人番号カード記録事項の信頼性を損なうものであり、①は困難である。また、本人限定郵便においては、郵送する個人番号カードの記録事項を確認するものではなく、また、必ずしも顔写真付きの本人確認書類を用いて本人確認を行っている訳ではないことから、適切ではない。</p> <p>○ ②について、個人番号カードの本人確認は、個人番号カードの発行者である市区町村が後々まで本人であることを証明するためのものであり、発行者としての責任を負うことができない郵便局(郵便局員)がこれを行うことは困難と考えている。</p>	<p>○ 総務省において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーカード交付時における目視及び顔認証システムで行う本人確認は、裁量的判断を必要としない事務に当たることから、郵便局に委託することを可能とするべきではないか。</li> <li>・ 放置車両確認事務の民間委託の事例における、警察署長が責任を負って反則金を徴収する仕組みを参考に、市区町村から委託を受けた郵便局員が行った顔認証システムでの認証のデータが市区町村のデータベースに格納され、市区町村がマイナンバーカードを交付した相手と本人の同一性を確認できれば、マイナンバーカードの発行については市区町村長が責任を負うことになるため、郵便局におけるマイナンバーカードの交付が可能となるのではないか。</li> <li>・ これらの仕組みにより技術的な安全が確保されると考えられる上、郵便局員の行う顔認証を同時に転送して市区町村が確認するシステム、あるいは市区町村がテレビ電話で本人確認を行うシステムまで選択肢を広げて考えることにより、住民が最寄りの郵便局でマイナンバーカードの申請から交付まで行うことを可能とするべきではないか。</li> </ul> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバーカードが普及しやすいシステムをつくる観点から、マイナンバーカード交付時の本人確認における顔認証システムの活用、テレビ電話等の新技術の活用等により、住民が最寄りの郵便局でマイナンバーカードの申請から交付まで行うことを可能とするべきではないか。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 5. 消防・災害対策等について、現場のニーズに応じた見直しにより安心・安全な生活の確保を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
31	<p>地方公共団体が実施する災害時飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練時の規制の見直し (航空法) 【法律改正等】</p>	<p>川口市 (国土交通省)</p>	<p>地方公共団体が災害時等に飛行させることを目的に行う無人航空機の飛行訓練が円滑に実施できるよう、人口集中地区であっても、安全を確保し、補助者の立合い等がある場合には、国土交通大臣の許可なく飛行訓練を実施可能とする等の措置を講ずる。これにより、無人航空機を活用した地方公共団体の災害対応に資する。</p>	<p>航空法第132条の3の規定において、公的機関等が搜索・救難などのために無人航空機を飛行する場合に国土交通大臣の許可・承認が不要としているが、これは、人命又は財産の保護の観点から緊急性がある場合には、許可・承認に係る手続きを行う暇が無いことに鑑み、特例として適用除外とするものである。公的機関であっても無人航空機による事故等を発生させることを踏まえれば、いたずらに特例の対象を拡大することは不適當であり、訓練など緊急性のないものについては、許可・承認の手続きにおいて安全性を確認する必要がある。</p> <p>しかしながら、人口集中地区上空における飛行等の許可・承認が必要な場合であっても、例えばあらかじめ決まった場所において訓練などの同様の飛行を行う場合には1年間の包括許可・承認を行ったり、操縦者に10時間以上の飛行経験がなくても10時間以上の飛行経験を有した監督者の下で飛行を行うこと等を条件として許可・承認を行うなど、安全性の確保を前提に柔軟な対応を実施しており、既にその実績もある。</p> <p>したがって、今回御提案いただいた趣旨については、個別に御相談いただければ現行制度下においても対応可能である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人口集中地区の屋外であっても、四方や上部がネット等で囲われている場合は屋内とみなされ、航空法第132条に基づく許可が不要となることを踏まえ、四方がネット等で囲われ、かつ飛行の高さを制限する措置を講じている場合には、市町村等の行政主体の事務遂行上必要とされる訓練について、許可を不要とするべきではないか。</li> <li>○ 提案団体の市域の大半は人口集中地区であるため、許可を受けていない操縦者の訓練場所の確保が困難な状況にあるところ、提案団体に限らず、その他の自治体においても同様の問題を抱えていると考えられるため、公的機関による災害時訓練の円滑な実施を可能とする観点から、飛行禁止区域での許可のあり方を見直すべきではないか。</li> <li>○ どのような条件下であれば10時間以上の飛行経験を満たさなくても許可・承認を受けることが可能なのか等について、これまでに行った許可・承認の事例を類型化して公表する等の方法によって明確化していただきたい。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 5. 消防・災害対策等について、現場のニーズに応じた見直しにより安心・安全な生活の確保を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
32	<p>災害救助法に基づく借上型応急仮設住宅の供与に関する見直し (災害救助法) 【通知改正】</p>	<p>熊本市 (内閣府)</p>	<p>災害救助法による救助における公的住宅の空き住戸のフル活用、借上型応急仮設住宅から恒久的住宅への円滑な移行を通じた被災者支援を行うため、負担能力に応じた借上型応急仮設住宅の家賃の一部の負担を原則とする制度の創設を求める。 これにより、公的住宅の空き住戸をフル活用した被災者の迅速な支援と被災者の恒久的住宅の早期の確保を図るとともに、被災者は家賃上限を若干上回る物件であれば借上型応急仮設住宅として選定できるようになり、被災者の選択肢の拡大に資する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食事等が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時には生活に必要な物資が欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らねばならないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としている。</li> <li>○ 借上型仮設住宅の供与についても、金銭を保有していても住まいの確保が困難な場合を想定し実施するものであることから、現物給付を原則としているもの。</li> <li>○ 応急仮設住宅は、一時的な仮住まいとして提供するものであることから、地域の相場を踏まえ、家賃上限を設定しているところである。ただし、救助の必要に必要の人に必要なものを供与する災害救助の考え方から、特別な事情がある場合には、特別基準の協議により、運用上対応しているところ。</li> <li>○ 提案の家主に対する家賃補助は、県が救助主体となって住宅を提供する災害救助の考え方から認められないものであり、加えて、被災者が退去しないリスクを全て貸主に負わせることになって、仕組みとして成り立たないものであり、借上型仮設住宅の供給が進まないおそれがあることから、適切ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 借上型応急仮設住宅の総供給戸数を増やすという観点から借上型応急仮設住宅の家賃の一部負担の導入をすべきではないか。</li> <li>○ 高い賃料を負担できる者のみが入居できる仕組みを設けることは社会的平等の見地から問題であるとの指摘については、一部家賃負担なしの住宅と一部家賃負担ありの住宅について、別々にあっせんの対象とし、一部家賃負担ありの住居についてあっせんから漏れた者については、一部家賃負担なしの住居のあっせんに際して、最初から当該区分につき応募した者に劣後する取扱いをすれば、問題は生じないのではないか。</li> <li>○ 個々の被災者が自力でアパートを見つけた場合であって、家賃を一部負担できる場合、二者契約も認めるべきではないか。</li> <li>○ 借上型応急仮設住宅として認められる物件の判断が容易になるように、家賃上限を超える場合に特別基準が適用された過去の事例を整理し、地方公共団体へ周知すべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 5. 消防・災害対策等について、現場のニーズに応じた見直しにより安心・安全な生活の確保を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
33	<p><b>災害援護資金の貸付制度の見直し</b> (災害弔慰金の支給等に関する法律施行令) 【政令改正】</p>	<p>八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町、熊本市 (内閣府)</p>	<p>市町村が実施する災害援護資金の貸付けについては、保証人の確保が厳しい状況であることから、以下の措置を講ずることにより、被災者の円滑な生活再建の実現を図り、災害援護資金に係る債権管理事務の効率化に資する。</p> <p>①保証人に代えて保証会社の保証を活用することや、返済能力に応じた貸付限度額を設けることなどにより、被災者が無理なく借りて返済できるようにすること。</p> <p>②償還手続において、他の償還方式と同様に月賦払いについても、特段の手続を要せず選択可能とすること。</p>	<p>(八戸市)</p> <p>○ 保証人に代えて保証会社による保証を義務づけるよう制度化することについては、①過去の貸付実績から見て保証会社による保証が成り立つのか懸念があること、②保証会社に保証を委託する場合は保証料が発生することから、保証人を立てる方が被災者にとって望ましい場合があること、③被災者の状況や地域の実情に応じて債権管理が行われるべきであること、といった理由から、適切ではないと考えている。</p> <p>(熊本市)</p> <p>○ 制度上、災害援護資金の月賦償還を認めた場合、月額償還による償還回数では市町村の事務負担が著しく増大することが懸念される。また、月賦償還を行えない者が、さらに少額の償還へ移行する懸念もあり、償還期間の長期化を招き、市町村の事務負担の増大につながるおそれがある。</p> <p>○ 運用上においては、事実上、少額償還により月賦償還を認めているため、現行制度において対応可能と考えている。</p>	<p>(八戸市)</p> <p>○ 親族等の保証人を立てられない被災者が、保証会社等から所要の保証を受けた場合、現行の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条第1項に規定する「保証人」を立てたことに該当し、災害援護資金の借受けが可能とすることはできないか。</p> <p>○ 保証会社による保証が成り立つのかという懸念について、例えば、貸付型奨学金の事例で公益財団法人日本国際教育支援協会が保証料年率0.7%未満で保証を提供できていることを踏まえ、保証会社の保証を利用できる条件を満たす被災者の保証人の選択肢を拡充できないか。</p> <p>○ 市町村が政令で定める上限額に達しない場合でも、被災者が無理なく返済可能な貸付けを行うことができるように、条例により借受人の返済能力に応じた貸付けとすることが可能であることを明確化すべきではないか。</p> <p>(熊本市)</p> <p>○ 市町村が条例により地域の実情に応じた償還方法を定めることができるよう、現行の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項に規定する「年賦償還又は半年賦償還の方法」について、例えば、「年賦償還、半年賦償還その他の市町村が定める割賦の方法」と見直すなどにより、月賦償還に応じたくない市町村に配慮しつつ、あえて月賦償還を選択したい市町村が選べる仕組みとすべきではないか。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 5. 消防・災害対策等について、現場のニーズに応じた見直しにより安心・安全な生活の確保を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
34	<b>産業廃棄物処理施設の設置者における特例の対象となる一般廃棄物及び処理施設の拡大</b> (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 【省令改正】	熊本市、指定都市市長会、袋井市 (環境省)	非常災害又は不法投棄により発生した一般廃棄物を処理する際、産業廃棄物処理施設の設置者が一般廃棄物の処理を可能とする特例の対象に、以下の一般廃棄物及び処理施設を追加することで、施設設置に係る手続きを緩和するとともに、停滞している廃棄物処理が迅速化される。 ・石膏ボード(ガラスくず)及び、その破砕処理施設(熊本市、指定都市市長会) ・有害物質を含む一般廃棄物(鉛を含む廃ブラウン管ガラス等)及び、その熔融処理施設(袋井市)	次頁のとおり	

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 5. 消防・災害対策等について、現場のニーズに応じた見直しにより安心・安全な生活の確保を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
34	<p>廃棄物処理法第15条の2の5の特例措置は、既に所要の手続を経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している者が、当該処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一定の一般廃棄物をその処理施設において処理する場合においては、処理施設の設置許可の取得を二重に求め、生活環境影響調査等をさせることは合理的ではないことから、許可手続の合理化措置として、あらかじめ都道府県知事に届け出たときは一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とするものです。また、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16において、この特例措置の対象となる一般廃棄物として、産業廃棄物処理施設で処理される産業廃棄物と同様の性状を有するものをその実態等に応じて指定しています。</p> <p>石膏ボードの破碎施設については、産業廃棄物処理施設の設置許可の対象ではなく、既に所要の手続を経て施設設置許可を取得しているという状況ではないところ、上記の許可手続の合理化という制度趣旨にはそぐわず、生活環境の保全等の目的に鑑み、一般廃棄物処理施設を設置する際に本来必要な設置許可を必要としています。</p> <p>なお、災害廃棄物の処理を迅速に進めるため、平成27年に同法を改正し、市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続と同様に、都道府県知事への届出で足りることとしました(法第9条の3の3)。これを受け、先行事例として熊本市を含めた複数の市で本特例措置の適用に必要な条例改正を行っていることと承知しています。環境省としては、平時からの災害廃棄物への備えの強化をお願いしており、本特例措置の活用も含めた災害廃棄物対策について、引き続き積極的な周知や助言等の活動を行っていきたいと考えています。</p> <p>鉛を含むブラウン管ガラスについては、テレビであれば特定家庭用機器再商品化法、PC用モニターであれば資源有効利用促進法又は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の下で回収・リサイクルする仕組みが既にあります。こうした中、溶融による高濃度の鉛を含む廃棄物の処理については、鉛という特性上、生活環境等への影響が懸念されることから、必要な手続を経て一般廃棄物施設設置許可を取得した施設において適正に処理されることが必要です。既に一般廃棄物処理施設の設置許可を取得している施設で処理することや、既存の産業廃棄物処理施設において一般廃棄物処理施設の許可を取得することにより処理することが可能であり、現行の法制度の下で適正な処理を行うことが適当であると考えます。</p>	<p>○ 災害廃棄物は、一般廃棄物処理施設での処理が必要。ただし、特例として、産業廃棄物処理施設の許可施設で同様の性状を有する一般廃棄物の処理が可能。</p> <p>○ 一次ヒアリングでは、廃石膏ボードの破碎処理施設及び鉛を含む廃ブラウン管ガラスの溶融処理施設について、廃掃法第15条の産業廃棄物処理施設の許可対象施設ではないため、同法第15条の2の5の特例の対象とならない旨が示された。</p> <p>同法第15条の産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設であっても、法の許可によるコントロールが不要な施設であり、一定の安全適正な処理が可能な施設と考えられることから、処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物処理業者が処理する場合において、産業廃棄物処理施設の設置許可を取得しているものとみなして、上記特例の対象に追加できないか。</p> <p>○ 大規模災害時に法第9条の3の3の特例制度が実際に活用できるようにする上で、事前に各自治体に条例制定を義務付けておくことは迅速な対応の支障となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、あらかじめ関係法令で必要な事項を一律に定めたいと、別途定めるべき事項が他にあれば各自治体において規則や告示などで定めるといった、不測の緊急事態への対応が可能な制度とすべきではないか。</p> <p>○ 特定家庭用機器再商品化法に基づく処理について、指定法人では既に破碎された状態では、家電4品目であるかどうかの識別や処理量(台数)の把握ができないことから、受け入れはできないとのことであった。このように、家電リサイクル法の仕組みでの処理が出来ず、廃掃法上の一般廃棄物として処理する必要がある場合において、行政代執行により多額の処理費用を要した自治体の費用負担を軽減するためにも、安価に処理を行うための処理体系を検討すべきではないか。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 5. 消防・災害対策等について、現場のニーズに応じた見直しにより安心・安全な生活の確保を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
35	<p><b>消防団員等が消防車両を運転する際の特例制度の創設</b> (道路交通法、道路交通法施行令、自衛隊法、自衛隊法施行令等) 【政令改正】</p>	<p>鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 (警察庁、総務省、防衛省)</p>	<p>消防車両を運転できる若手消防団員等の不足が問題化しているところ、消防団員等について以下の措置を講ずることにより、地域の消防、防災体制の確保及び消防と自衛隊との連携強化を図る。</p> <p>①消防団員が準中型の消防用緊急自動車等を運転できるよう、消防用緊急自動車等の運転資格の審査の特例に基づき公安委員会に届け出た教習計画に従い、消防団員が地域の消防学校等で教習を受講できるようにするとともに、当該教習を修了した消防団員については、公安委員会の指定する自動車教習所で普通免許の限定解除又は準中型免許の段階取得の教習を修了した場合と同様の取扱いとすること。</p> <p>②一定の運転適性を有する消防団員等について、自衛隊自動車訓練所における免許取得に向けた教習を受講できるようにするとともに、年齢制限や運転経験年数について、自衛官と同様の取扱いとすること。</p>	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防学校等が、公安委員会から自動車教習所の指定を受けた場合には、当該消防学校等で教習を受け、かつ一定の要件を満たす者について、運転免許試験における技能試験を免除することができるため、現行制度で対応可能である。</li> <li>○ また、技能試験は、取得しようとしている運転免許に係る自動車等を安全に運転することができる基本的な運転技能を有しているか確認するものである一方、緊急通行車両運転資格の審査は、緊急走行をするために必要な高度の運転技能を有しているか確認するものであり、緊急自動車の運転に必要な運転免許を有していることが前提となっているため、後者に合格した者について前者を免除することは不相当である。</li> <li>○ 消防組織法第51条第4項及び消防学校の教育訓練の基準第11条により、各消防学校において、必要な教育訓練のカリキュラムを実施しているものと考えている。</li> <li>○ また、消防団員の準中型免許取得に係る公費負担制度の創設や新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車の活用について要請しているところ。</li> <li>○ さらに、地方公共団体が、消防団員の準中型免許取得に係る経費に対して公費負担する場合、平成30年度から特別交付税措置を講じることとしている。</li> </ul> <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防団員に対する自動車運転について防衛省・自衛隊に対して教育の受託を求めるものであるが、これは、自衛隊法施行令第126条の2に規定されている技術者の教育訓練に該当せず、また、ご提案の教育を実施する民間の自動車教習場が多数あることは広く認識されていることから、「他に教育訓練の施設がないと認めるとき」にも該当せず、現行の法令に照らせば、防衛省・自衛隊としてお受けすることはできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総務省において、準中型の車両規格を超える消防車両を運転することができる消防団員の確保を国として支援するために、運転免許制度の改善等を他省庁と調整すべきではないか。さらに、準中型免許取得費用の特別交付税での助成や普通免許で運転可能な消防車両開発のほかに、現場の支障を解決するための施策を検討すべきではないか。</li> <li>○ 警察庁において、消防車両を運転できる消防団員を確保するため、消防団員が準中型免許を取得しやすくなるように、運転免許制度の見直しについて検討していただきたい。また、自衛隊自動車訓練所での技能教習が受け入れ可能な場合、当該訓練所において技能教習を修了した消防団員の中型免許の免許取得を可能とすべきではないか。</li> <li>○ 防衛省において、年齢や運転経験年数に関係なく中型車両以上の運転免許を取得できる施設は自衛隊の自動車訓練所しかなく、そのような場合自衛隊法第100条の2第1項の「他に教育訓練の施設がないと認めるとき」に該当するものと解釈し、自衛隊自動車訓練所で消防団員の教育訓練を受け入れるべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 6. 技術の活用について、関係規定の見直しにより多様なサービス提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
36	<p><b>電子マネーを利用した公金の収納を可能とする見直し</b>                      (地方自治法、地方税法)                      【法律改正】</p>	<p>茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、那珂市、筑西市、坂東市、かすが市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県、埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、坂戸市、伊奈町、小鹿野町、美里町、東京都、広島市、広島県                      (総務省)</p>	<p>地方自治体の収入の方法について、電子マネーによる公金収納を可能とすることで、税金及び施設利用料等の支払手段が広がり、住民や観光客の利便性向上に資する。</p>	<p>地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証票などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。</p> <p>電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。</p>	<p>○ 地方自治法231条の2第6項の規定に基づき、電子マネーの決済事業者を指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能であり、また、地方公共団体から明確化が必要だということであれば、検討していくとの回答であった。明確化するにあたっては「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書(平成27年12月)」において検討すべきとされた、電子マネー事業者に必要な要件や事故等がある場合に調査を行う権限の付与などについて、これらの検討結果を留意事項として全国へ明示していただきたい。</p> <p>○ 既に電子マネーを導入している自治体もあるので、明確化することで現在活用している自治体に支障が出ないよう、現状を十分把握した上で対応していただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 6. 技術の活用について、関係規定の見直しにより多様なサービス提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
37	<p><b>搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る運転免許要件の明確化</b>                      (「『搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験』に係る取扱いについて」通達)                      【通知改正】</p>	横浜市 (警察庁)	<p>搭乗型移動支援ロボット(セグウェイ)の公道走行については実証実験が進められているところ、当該実証実験において訪日外国人によるセグウェイの公道走行が可能となるよう、必要となる運転免許要件を明確化することにより、更なる観光振興を図る。</p>	<p>道路交通法で定められている運転免許制度に則して、セグウェイ等の搭乗型移動支援ロボットを国際運転免許証で運転する際の車両区分を、通達等で明確化することとしたい。</p>	<p>○ 訪日外国人の搭乗型移動支援ロボットの公道運転について、ジュネーブ条約加盟国の国際運転免許証の車両区分及び非加盟国の外国運転免許証の車両区分を明確化した通達等を、地方公共団体に対し平成30年度中に発出していただきたい。</p>
38	<p><b>高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施に係る見直し</b>                      (学校教育法施行規則)                      【通知改正】</p>	高知県、愛媛県 (文部科学省)	<p>高等学校の遠隔教育において、不登校や療養・障害により長期間通学が困難な生徒に限り特例的に認められているオンデマンド型授業(随時講義を視聴することができるビデオ型授業)を、中山間地域の小規模高等学校における全日制の教育課程にも拡大することにより、教育環境に制約の多い中山間地域の生徒の多様かつ高度な教育機会の確保を図る。</p>	<p>生徒がいる教室に当該教科の免許状を有する教員が配置されている状況であれば、オンデマンド教材の使用は可能であり、提案の趣旨は現行制度上も実現可能である。</p>	<p>○ 「生徒がいる教室に当該教科の免許状を有する教員が配置されている状況であれば、オンデマンド教材の使用は可能である」とのことであるが、そのように理解していない自治体も存在したことから、その旨を自治体に対し通知で平成30年中に周知していただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 7. 公園の利活用について、運用の見直しにより保全と活用の両立を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
39	<p>国定公園の指定 日前から存在する 建築物の許可 基準の見直し (自然公園法) 【省令改正】</p>	<p>菰野町、三 重県 (環境省)</p>	<p>国定公園の指定日前より存在する建築物について、増築、改築等の計画がない状態で取り壊しを行った場合で、長期間経過後に、同じ場所に建築物を設置する際は、元々同じ場所に存在していた建築物を既存建築物とみなして、その規模を超えない建築物が建てられるよう許可基準の緩和を求める。</p> <p>このことにより、国定公園内の廃屋等の撤去・建替えが進み、景観保存のみならず、衛生・防犯・防災の向上に資する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存建築物の取壊し後に設置される建築物が、公園事業の執行として新築される場合、自然公園法(昭和32年法律第161号。以下「法」という。)第20条第9項第1号の規定により、同条第3項の規定はそもそも適用されない。(工作物の新築行為については許可が不要。)なお、国定公園において、知事が定める管理計画が存在し、その計画の中で、公園事業施設の高さ、容積率、建蔽率等が制限されている場合においても、現地の実情に合わせて県知事は制限を緩和することが可能である。</li> <li>○ 既存建築物の取り壊し後に設置される建築物が、上記に該当しない(公園事業施設では無い)場合、新築にあたっては、法第20条第3項が適用され、県知事の許可が必要となり、自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。)第11条第6項(又はその他の項)に規定される許可基準に適合する必要がある。規則第11条第6項のただし書に規定される『既存の建築物』とは、「滅失した建築物」と対峙され、申請時に現に存在している建築物のことを意味する用語として使用されていると解するのが相当である。』(平成17年9月16日 訴第517号 静岡地裁判決)ことを踏まえ、「建築物の改築、建替え等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行い、数年後に建築物を設置しようとする場合」は、規則第11条第6項のただし書に規定される「既存の建築物の建替え」に該当しない。</li> <li>○ ただし、地域の実情等により、その自然的、社会的条件から判断して、当該許可基準を適用することが適当でないと、国定公園内において県知事が認めた地域においては、規則第11条第36項に基づき、県知事は、当該基準の特例を定めることができるとされている。当該規定に基づき、今回のような具体的支障事例が生じている地域について、県知事の判断により特例を設定することは可能である。</li> <li>○ 以上より、本提案は、現行制度の中で、かつ、県の権限により解決可能な事項と考える。</li> </ul>	<p>(再検討要請なし)</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 7. 公園の利活用について、運用の見直しにより保全と活用の両立を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
40	<p>国立公園の集団施設地区において保養所等を公園事業(宿舎)として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲 (自然公園法) 【法律改正等】</p>	<p>兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県 (環境省)</p>	<p>国立公園の集団施設地区内の認可権限について、施設の一部を一般利用に供する保養所等を、公園事業(宿舎)として位置付ける要件を参酌基準として具体的に示し、都道府県知事に移譲すること。 都道府県知事が具体的な認可基準を明示することにより、地域の特性を生かした保養所等の利用が進み、国立公園の積極的な利用環境に資する。</p>	<p>国立公園事業は原則として国が執行するもので、民間事業者等は環境大臣の認可等を受けて国立公園事業の一部を執行することができる(自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条)、「国立公園事業取扱要領」(平成23年11月30日付環自国発第111130004号自然環境局長通知)(以下「取扱要領」という。)において認可等の審査基準が定められている。 国立公園事業は社会公共の福祉のため、原則として国が行ういわゆる「公企業」とされており、国又は公共団体以外の者は環境大臣の認可により、その公企業の一部の特許を付与されるという性質に鑑み、認可等の審査基準において「利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと」という基準を定めている。 一方で、近年、宿泊施設の経営手法が多様化しており、特定の団体又は構成員の優先的な利用を一部確保しつつ、一般にも利用機会が提供されるような宿泊施設の形態がみられている。 環境省としては平成30年5月から有識者や民間事業者からなる「国立公園の宿舎事業のあり方に関する検討会」を3回開催し、上述のような多様化する経営手法への対応について検討を実施し、課題と今後の検討事項の整理を行った。 ご提案のあった企業保養所等を公園事業として位置づける要件については、上述の検討会で示された「公園事業に求められる公益性・公平性が確保できるかどうか」といった検討事項について、更なる検証を行わなければ明確化することは難しいことから、今年度以降ケーススタディを実施する等により、引き続き検討を進める予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業保養所等を公園事業(宿舎)に位置付けるための要件の明確化に向けて、早期に結論が出るよう、今後の作業工程等を記したロードマップを示すべきではないか。</li> <li>○ 当該要件については、民間投資の促進のため企業等が予見性をもって参入検討ができるよう具体的・客観的なものとするとともに、都道府県が地域性を踏まえた柔軟・弾力的な判断を阻害しないよう参酌基準として示すべきではないか。</li> <li>○ また、提案団体からは当該要件を30年度中に提示されることを希望しており、都道府県や民間事業者が早期に検討に入れるよう、結論を出す時期を可能な限り前倒しすべきと考えるが、目途はどれぐらいか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 8. 地域交通について、手続の見直し等により利便性の向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
41	<b>鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績報告等の提出先の国から都道府県への変更</b> (鉄道事業法、道路運送法) 【省令改正等】	千葉県 (国土交通省)	鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者による国への事業報告書及び実績報告書について、都道府県が希望する場合には、提出先を都道府県とすることを可能とすることで、都道府県が地域の公共交通網の維持のため、必要な施策を講じることができるようにする。	<p>事業報告書等は、国土交通大臣が事業者の監督行政官庁の立場から報告を求めるものであること、複数の地方公共団体に跨がる事業者の場合希望する複数の地方公共団体に事業報告書等を提出しなければならず、事業者の事務負担の増加を招くこと、また、この場合には、同一の事業報告書等が複数の地方公共団体から国土交通省に進達し、事務が煩雑化することから地方公共団体を經由することは不適當である。</p> <p>他方、提案の本旨である「地域の交通網の維持・健全化に必要な施策を行うため、実績情報を入手すること」について、地域公共交通施策に必要な情報を入手する観点から、交通政策基本法第10条第2項「交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念にのっとり、その業務を行うに当たっては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする」の規定に基づき、事業者と調整の上、幅広い情報の提供を受けることが可能である。</p> <p>以上より、事業報告書等の徴収事務の地方公共団体への移譲は適當ではなく、提案の本旨である情報入手については現行制度により適切に対応すべきものと考えらる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通施策の策定及び実施のために地方公共団体が必要とする交通事業者に係る情報について、事業報告書・実績報告書等の提出によって国土交通省が保有している情報のうち公表している情報と公表していない情報、それ以外の国土交通省が保有していない情報について、それぞれ整理していただきたい。</li> <li>○ 事業者が国に提出している事業報告書・実績報告書については、交通政策基本法(平成25年法律第92号)第9条、第10条及び第12条並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第4条の趣旨等を踏まえ、地方公共団体の交通施策の策定及び実施に資する情報が含まれている場合には、希望する地方公共団体に当該情報を共有することを可能とする仕組みを検討いただけないか。</li> <li>○ 現行法下においては、地方公共団体において、事業者に直接情報提供を求めても拒まれてしまう実態が存在することを踏まえ、交通施策の策定及び実施のために必要な情報を確実に取得できるような仕組みを制度化するべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 8. 地域交通について、手続の見直し等により利便性の向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
42	<p><b>自家用有償旅客 運送による少量 貨物運送の手 続・要件の見直 し</b> (道路運送法) 【法律改正等】</p>	<p>鳥取県、京都府、京都府、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、全国知事会、全国市長会、全国町村会 (国土交通省)</p>	<p>自家用有償旅客運送が少量貨物運送を実施するためには、関係する貨物運送事業者の同意を得て、地方運輸局長の許可を受ける取扱いが行われているが、これらの手続・要件を緩和することで、地域における人流・物流の維持・確保に資する。</p>	<p>他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要となっている。自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送についても、上記の観点から原則として認めておらず、地域の既存の貨物自動車運送事業者のみによっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難であるなど公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、許可を受けた場合に限り認めている。その際、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要とすることは困難である。</p> <p>また、地域公共交通会議については、旅客の利便の増進を図る観点から旅客自動車運送事業者等により構成することとされており、貨物自動車運送事業に関するものとはなっていないところ。</p>	<p>○ 自家用有償旅客運送について、一般乗合旅客自動車運送事業者については許可なく少量貨物運送が認められていること、自家用有償旅客運送が実施されるのは主に交通空白地であること、実態として一般乗合旅客自動車運送事業者に委託をして運行している場合が多いこと等を踏まえ、少量貨物運送に係る許可を不要とするべきではないか。</p> <p>○ 「輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要」とのことだが、国土交通大臣の認定した地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送を行う者は、許可不要で少量貨物運送を行うことが可能となっている(地域公共交通再生活活性化法第27条の6第2項)ところであり、その他の自家用有償旅客運送を行う者についても、許可を不要とすることが可能ではないか。</p> <p>○ 「地域公共交通会議については…貨物自動車運送事業に関するものとはなっていない」とのことだが、地域の実情に応じて、構成員に貨物事業者等を加えることも可能であり、自家用有償旅客運送による少量貨物運送について議論することが可能ではないか。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 8. 地域交通について、手続の見直し等により利便性の向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
43	<p>市街化調整区域において区域運行事業等の用に供する施設を設置する場合の手続の見直し (都市計画法) 【政令改正】</p>	<p>全国知事会、 全国市長会、 全国町村会 (国土交通省)</p>	<p>市街化調整区域において、一般乗合旅客運送事業者による路線運行と同様に、区域運行等についても、事業の用に供する施設を開発許可なく設置することを可能とすることで、地域公共交通の維持・確保に資する。</p>	<p>都市計画法第29条及び都市計画法施行令第21条において、路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行う一般乗合旅客運送事業の用に供する施設(車庫等)である建築物等は開発許可が不要とされている。これは、路線定期運行の一般乗合旅客自動車運送事業は、運行系統が定められており、起点、終点、経過地である主たる営業所等が定められ、固定されたルートにおいて定期的幹線運行を行う事業であるため、当該事業の用に供する施設である建築物は当該ルート上に立地することが必然的であることなどから、開発許可の対象から除外しているものである。</p> <p>一方、区域運行及び不定期運行の一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設である建築物については、一律に開発許可を不要とすることは適当ではないことから、建築物ごとに開発許可権者による個別の審査にかからしめている。本支障事例において開発許可が認められなかった理由は、当該開発許可権者が定める開発許可基準において、都市計画法第34条第14号の対象となる施設を限定的にしか認めていないことによるものと承知している。</p> <p>しかしながら、同号の対象施設は限定列举としておらず、一定の要件を満たす施設は許可対象となりうることから、本支障事例についても、当該自治体の開発許可基準を改正すれば十分対応可能なものと考えられる。</p> <p>なお、国としては上記施設に係る開発許可が可能である旨の明確化について検討して参りたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過疎地等の住民ニーズにより柔軟に対応することが可能な運行形態として、地域交通の維持・確保の観点から重要な位置付けを有する路線不定期運行及び区域運行について、これらの運行形態に係る建築物の設置についても、その公益性の高さに鑑み、開発許可を不要とすることが可能ではないか。</li> <li>○ 路線定期運行であっても、市街化調整区域において開発行為が行われる可能性があり、また、車庫等を固定されたルート上に設置するか否かは必ずしも明らかではないのではないか。</li> <li>○ 路線不定期運行の場合は運行ルートが明確に定められており、区域運行の場合でも、実態上は路線定期運行と同様に運行ダイヤ・運行ルートが定められている場合があることなどを踏まえれば、路線不定期運行・区域運行の場合について、路線定期運行と区別して、立地の任意性を理由に、開発許可の対象から除外できないとする合理性はないのではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 9. その他の各分野について、権限移譲や規制の見直し等により地方分権改革の推進を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
44	<p><b>経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者等に対する危険等防止命令の国から都道府県への権限移譲</b>                      (電気工事業の業務の適正化に関する法律)                      【法律改正】</p>	<p>山梨県                      (経済産業省)</p>	<p>経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者等に対して、都道府県知事が直接、危険等防止命令を出すことを可能とするとともに、登録電気事業者等の情報を共有する仕組みを整備することにより、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようになる。</p>	<p>経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者及び経済産業大臣へ通知した通知電気事業者(みなし登録電気事業者及びみなし通知電気事業者を含む。以下、「経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者等」という。)に対する危険等防止命令を、都道府県へも権限付与することについて、国所管の電気事業者は約1800者あり、その中には100以上の営業所を全国の都道府県に設置しているケースもあることから、ある特定の営業所での法令違反事案について、その都度当該都道府県が危険防止命令措置を行うよりも、国が一元的かつ広域的に監督・指導することが効果的である。</p> <p>また、現行制度において、国所管の電気事業者に法令違反の疑いがあった場合、各地域を所管する産業保安監督部が法27条の危険等防止命令及び同法29条の報告及び検査を行う体制になっており、国は法令違反の程度を総合的に判断し、場合によっては法28条に基づく登録の取消し等を行うこととなっている。このように法27条の危険等防止命令は法28条の登録取消し等にも関係しており、仮に都道府県に危険等防止命令の権限が付与され、都道府県がそれぞれ命令を発するようなこととなれば、国として総合的な判断が困難となりかねず、当該電気事業者に対する一元的かつ広域的、効果的な指導ができないため、現行どおりの役割分担が適切である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気工事業所管省として、次の情報を把握されていればご教示いただきたい。                      (1) 国及び都道府県における電気工事業法第27条～第29条に基づく監督処分及び監督処分には至らなかったが行政指導を行った件数                      (2) 国及び都道府県の登録等を受けた電気事業者による電気工事に起因する波及事故の件数                      (3) 国及び都道府県における建設業法第28条に基づき電気工事に関して建設業者に対して行われた監督処分の件数</li> <li>○ 監督処分に関し、工事規模が大きく、建設業法に基づき大臣から許可を受けた業者に対して都道府県知事の並行権限が認められている一方、工事規模が比較的小さく、電気工事業法に基づき大臣の登録等を受けた業者に対しては都道府県知事の並行権限が認められていない。工事規模の大小により、監督処分の権限に差異があることについてどのように考えられるか。特に、工事規模の小さな電気事業者には、比較的経営規模や体力が低いものが多いと思われる。</li> <li>○ 都道府県知事が経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者等に対して危険等防止命令を行った場合には、その旨を経済産業大臣へ報告することで、国による広域的かつ効果的な監督・指導に大いに資するのではないか。</li> <li>○ 全都道府県に対し、電気工事業法の運用実態及び危険等防止命令に係る並行権限付与の必要性について調査を実施し、必要な措置を検討されてはどうか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 9. その他の各分野について、権限移譲や規制の見直し等により地方分権改革の推進を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
45	<p><b>建設業許可申請等に係る都道府県経由事務の見直し</b> (建設業法) 【法律改正】</p> <p>【29年フォローアップ案件】</p>	神奈川県 (国土交通省)	国土交通大臣に提出する建設業の許可申請書その他の書類について、申請者等が都道府県を経由して提出する義務付けを廃止することで、申請者等の利便性向上や都道府県の事務負担軽減に資する。	<p>【29年対応方針】</p> <p>二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県経由事務(44条の4)については、廃止する方向で、地方公共団体及び事業者の意見を聴きつつ、申請手続の電子化に関する検討と併せて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在実施中のアンケート調査の結果について速やかに検討・分析していただいた上で、平成29年対応方針を踏まえ、次回の提案募集検討専門部会までに、都道府県経由事務を廃止する方向で結論が得られるよう、速やかに検討いただきたい。</li> <li>○ 申請手続の電子化に係る検討状況、電子化を実現する場合はその運用開始時期を含む今後のスケジュールについて速やかにお示しいただき、申請手続の電子化の実現に一定の時間を要するのであれば、提案団体の支障を早期に解消するためにも、申請手続の電子化に先行し、都道府県経由事務を廃止するべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 9. その他の各分野について、権限移譲や規制の見直し等により地方分権改革の推進を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
46	<b>教員免許に係る 制度の見直し</b> (教育職員免許法) 【省令改正等】	長野県 (文部科学 省)	<p>○ 旧免許状所持者が別種の免許状を追加取得した場合に、新免許状の取扱いと同様、申請せずとも自動的に更新講習修了確認期限を延長(追加取得した免許状の日付を起算点とする)する。</p> <p>○ 取扱いが異なる制度の誤認による免許状失効が減少する(免許状失効により、生徒が慣れ親しんだ教員から授業を受けられなくなることが想定される)。</p> <p>○ 旧免許状には、更新講習修了確認期限が明記されておらず、新免許状には有効期間は明記されてはいるが、複数所持する場合、有効期間の把握が困難である。</p> <p>○ 教員免許状を集約し、修了確認期限又は有効期間満了日の明記がされることにより、正確な有効期間の把握が可能となり、教員の免許失効が減少する。</p>	<p>次頁のとおり</p> <p>平成32年後半の運用開始を目指し、教員免許管理システムの改修を教員免許管理システム運営管理協議会及び文部科学省にて検討しており、その改修のうち、教員自身のもつ免許状情報を一枚にまとめた「新たな確認書類」を発行する機能の実装を検討している。本書類の発行が可能になれば、更新期限及び有効期限がわかりやすく表示されることとなる。</p>	<p>○ 免許管理システムの改修内容や改修スケジュール等について、提案団体が承知していなかったことから、文部科学省として通知等で情報提供をしていただきたい。</p> <p>○ 提案団体ヒアリングにおいて、提案団体は免許管理システムの改修に伴う事務負担等の増加について懸念していたことから、システム改修にあたっては、事務負担等の軽減について、都道府県教育委員会の意向が反映される機会を十分に確保していただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 9. その他の各分野について、権限移譲や規制の見直し等により地方分権改革の推進を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
46	<p>平成21年3月の更新制導入前の制度においては、一旦授与された教員免許状は、懲戒免職等による失効又は取上げ処分の対象とならない限り、終身有効であることから、更新制導入前に授与された旧免許状を有する者に対して、更新制導入後に授与された新免許状を有する者と同様に更新制を適用するに当たっては、遡及適用という不利益とのバランスをとるため、新たな制約は必要最小限のものとし、できる限り既得権益の保護を図ることが必要である。</p> <p>そのため、既に旧免許状を有している者が、更新制導入後に授与された免許状によってその権利義務関係に変動を生じさせ、より強い権利義務を伴う不利益を課すことは適当ではない。一方で、10年ごとに受講する講習の内容については、講習により刷新する知識・技能はおおよそ教員として共通の内容であることから、旧免許状を所持する教員が新たに免許状を取得した場合であっても、有効期間を付さず、旧免許状所持現職教員としての更新講習の受講義務のみを課すこととしている。</p> <p>10年ごとの更新講習を受講するに当たり、当該教員が複数の免許状を有する場合には、短期間に何度も更新講習を受講することまでは求めないこと、また修了確認期限及び有効期間の管理をわかりやすくすることから、一律の起点をもってその期限を管理する必要がある。</p> <p>その起点を定めるに当たり、免許状そのものに有効期間の付されている新免許状は、免許状の授与時を起点として管理することとしている。その際に、本人の利益を考慮して、最も新しい免許状の授与時を起点としている。</p> <p>一方、旧免許状保有者は、免許状そのものに有効期間が付されていないこと、更新制導入の時点で既に免許状を授与された日から10年を超えている者が多数存在したことから、免許状授与時を起点とすることはできず、このため、最も本人にとってわかりやすい時点として、本人の生年月日によって起点を定めることとした。ただし、本人の選択により、やむを得ない事由により免許状更新講習を修了できないときや新たに免許状の授与を受けたときには、修了確認期限を延期する手続きをとれることとしている。</p> <p>このように、旧免許状保有者と新免許状保有者とは起点の設定の仕方が異なるため、旧免許状保有者の修了確認期限を、新免許状の有効期間と同様に、新たな免許状の授与をもって変更することは法制上困難であると考えられる。</p> <p>仮に旧免許状保有者が延期の手続きなく、免許状を取得した時点とされた新たな修了確認期限を設定することとした場合には、免許管理者が把握しないままに、旧免許状保有者の中に生年月日によって起点が定まる者と、免許取得時を起点とする者が混在することになり、かえって期限の管理が複雑になることが懸念される。</p> <p>文部科学省としては、教員免許管理システムの改修等により、一人の教員が所持する免許状及びその有効期間、当該教員の修了確認期限を一覧で表示することなどを検討しているところであり、このような方法で修了確認期限及び有効期間を管理できるようにすることが、提案の趣旨に沿うものと考えている。</p>	<p>○ 免許状を追加取得した旧免許状所持者に係る修了確認期限について、「『生年月日』と『最新の免許状授与から10年』のいずれか遅い方」とした場合の問題点を具体的に示していただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 9. その他の各分野について、権限移譲や規制の見直し等により地方分権改革の推進を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
47	<p><b>旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金を私人へ委託可能とする見直し</b> (旅券法、地方自治法) 【法律改正等】</p>	<p>大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (総務省、外務省)</p>	<p>都道府県から市町村に対し、事務処理特例制度により旅券発給等の事務を移譲し、かつ、都道府県が証紙による手数料の収納を廃止した場合、旅券法に基づき都道府県が徴収する手数料は市町村が歳入歳出外現金として取り扱う必要があるが、歳入歳出外現金の事務は法律又はこれに基づく政令に定めがないことから私人への委託ができず、手数料の徴収事務のみ市町村職員が処理する必要がある。このため、当該公金の私人の取扱いを可能とすることで、民間活用の促進と事務の効率化を図り、住民の利便性向上に資する。</p>	<p><b>【総務省】</b> 本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料について、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。 なお、都道府県への支出が必要な場合については、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して歳出として支出すべきと考える。</p> <p><b>【外務省】</b> 本件提案に関しては、総務省からの上記回答のとおり、地方自治法に基づき、市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。 また、旅券法第20条第2項は、都道府県は、条例で定めるところにより都道府県の手数を徴収することができる」と規定しているが、旅券法及び旅券法施行令において、旅券の発給等の処分の申請をする者から都道府県が徴収する都道府県の手数の徴収に係る事務及びその処理又はその方法に関して何ら規定を置いていないところ、一部の都道府県において、当該都道府県知事の権限に属する一般旅券に関する事務の一部を、条例による事務処理の特例により、一部又は全部の市町村長に対して事務権限を配分することを前提として、当該市町村が行う事務に関する規定を旅券法令において設けることは、旅券法令の範ちゆうを超えており、困難である。</p>	<p>○ 「当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、」との御回答について、実際の事務として旅券の作成機が配備されているのは都道府県であり、旅券交付に係るほとんどの負担は都道府県が負っている。このため、市町村が自らの手数料とすることは実態とかけ離れた事務を強いることとなり、不適ではないか。</p> <p>○ 上記のように、本件は一般的な事務処理特例ではなく、旅券法特有の枠組みの中で支障が生じており、また、証紙廃止に起因する支障も旅券の申請にかかる手数料においてのみ想定されるものである。 旅券法及び同法施行令では、旅券発給に関する事務手続を定めており、都道府県知事を申請の受理、旅券の作成及び交付等の主体として位置付けている。平成16年の旅券法改正により、これらの事務の一部を条例で市町村に再委託することが可能となり、現在、全国的に普及・定着している。さらに、市町村によっては窓口業務を民間委託することで業務改革を積極的に図っているところ。 このように、旅券法令では都道府県知事の事務を規定しつつも、実態として市町村及び私人まで事務手続の主体が拡大・定着していることから、旅券法令において、市町村の委託を受けた民間事業者を都道府県手数料の徴収事務に関与させることも違和感はないと思われる。 引き続き、地方分権及び住民サービスの拡充という平成16年の旅券法改正の趣旨、地方行政サービスの民間委託の拡大の政府方針に沿った運用が可能となるよう、旅券法関係法令において必要な措置を行うべきではないか。</p> <p>○ 本件に係る現金は、歳入歳出外現金とはいえ、市町村窓口における収納方法は通常の手数料と変わらず、公正な公金の取扱いは既に私人へ委託されている費目と同様に担保されると思われる。 よって、旅券発給事務に係るものに限定して、私人が歳入歳出外現金についても取り扱えるよう、地方自治法関連法令の改正など必要な措置を行うべきではないか。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 9. その他の各分野について、権限移譲や規制の見直し等により地方分権改革の推進を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
48	<b>建築士審査会の 委員任期の条例 委任</b> (建築士法) 【法律改正】	群馬県、茨城県、栃木県 (国土交通省)	建築士法において2年と法定されている建築士審査会の委員の任期について、条例に委任することで、地域の実情に応じた柔軟な任期設定を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提案団体以外の多くの都道府県におけるニーズの有無や、具体的支障事例の詳細、各都道府県への影響の有無等も十分に調査し、当該調査の結果も踏まえた上で、法改正をする上で立法事実とするに足る具体的なニーズの存在が立証されない限りは、提案に応じることはできない。</li> <li>○ なお、建築基準法に基づく建築審査会の委員の任期について、過去の分権一括法で改正を行い、条例に委任することとしたものの、その結果としてほぼニーズがなく、むしろ大半の自治体に無用な条例改正の負担を負わせたことは既に明らかになっていることであり、このことも十分に勘案する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県建築士審査会の運営は自治事務であり、かつ他の審査会等の委員任期について条例委任されているものもあるにも関わらず、都道府県建築士審査会の委員任期が全国一律で2年と法定されなければいけない理由を示されたい。</li> <li>○ 法令で定められた任期とするか否かについて、地方公共団体の判断により設定することを可能とすることで地方の自主性・自立性を高めることが地方分権の趣旨であり、建築審査会の委員任期の条例委任に関して、「その結果としてほぼニーズがなく、むしろ大半の自治体に無用な条例改正の負担を負わせた」という指摘は当たらない。都道府県建築士審査会の委員の任期についても、都道府県の判断により任期を設定できるよう条例委任すべきではないか。</li> <li>○ 任期の変更を希望しない都道府県における条例制定の負担を考慮するのであれば、希望する都道府県のみ条例を制定して任期を設定できるようにする措置方法を含めて検討し、条例委任すべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 9. その他の各分野について、権限移譲や規制の見直し等により地方分権改革の推進を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
49	指定都市における人事委員会の 必置の見直し (地方公務員法) 【法律改正】	神戸市 (総務省)	首長に採用権限を付与するため、指定都市は人事委員会の代わりに公平委員会を置くことを可能とする。これにより、自治体が戦略的かつ機動的に人材の確保を行うことが出来るようになる。	指定都市に人事委員会を必置とせず、職員の採用権限を任命権者の権限とすることは以下の理由から適当ではない。 (1)人事委員会は任命権者による任命権の行使を中立的・専門的立場からチェックすることで、任命権者による任命権の行使が適正に行われることを担保するために設置され、地公法第15条に規定する、公務員の任用における能力主義の原則を支える重要な役割を担っている。したがって、政令市において人事委員会を設置しないとした場合、公務員の任用における根本原則が揺らぐ危険性がある。 (2)現行制度においても採用試験に係る人事委員会の権限を他の機関に委任することが可能(地公法第8条第3項)となっており、人事委員会と任命権者との円滑な連携は可能である。	○ 人事委員会は常に開催できるものではなく、また、委員会に諮る議案の準備作業等で委員会と調整が発生し、機動的な採用活動の支障となっている。特に、指定都市においては人材確保という点で都道府県下の中核市等との競合となっており、人事委員会と公平委員会では機動的な採用に差が生じていることから、いずれを設置するかは選択制とするべきではないか。  ○ 地方公務員法第8条第3項に規定される他の機関等への事務の委任について、任命権者が主体的に行うことができるよう、人事委員会規則で定めるのではなく、条例で定めることとするべきではないか。

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 9. その他の各分野について、権限移譲や規制の見直し等により地方分権改革の推進を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
50	<p>海区漁業調整委員会の補欠選挙の実施要件の見直し (漁業法) 【法律改正】</p>	<p>京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (農林水産省)</p>	<p>海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、1人でも欠員が生じれば行うこととなっているが、地方議会議員選挙等と同様に、欠員が一定数に達したときに行うこととするよう緩和することで、安定的な委員会運営に資する。</p>	<p>総理が本部長を務める農林水産業・地域の活力創造本部で決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成30年6月1日改訂)の別紙8「水産政策の改革について」及び6月15日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者・漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。」とされている。</p> <p>当該事項の実施時期については、規制改革実施計画の中で【早期の関連法案提出も含め、速やかに措置】することとされており、今回の提案内容である公選委員の取扱いを含め、海区漁業調整委員会制度については必要な法整備を行う方向で、検討を行っているところである。</p>	<p>○ 第一次回答において「(略)今回の提案内容である公選委員の取扱いを含め、海区漁業調整委員会制度については必要な法整備を行う方向で、検討を行っているところである。」と回答いただいているところだが、少なくとも補欠選挙の実施要件について、提案団体の支障を解消する方向で見直しを検討いただくと解してよいか。</p> <p>○ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成30年6月1日改訂)等では、「海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者・漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。」とされているが、その検討の方向性をお示しいただいた上で、提案団体の支障の解消に資するものでなければ、その議論とは切り離して、海区漁業調整委員会の補欠選挙の実施要件を緩和する方向で早期に結論を得るべきではないか。</p> <p>○ また、委員の選出方法の見直しの実施時期については、規制改革実施計画で【早期の関連法案提出も含め、速やかに措置】することとされているが、実施時期に遅れが生じる可能性があるのであれば、提案団体の支障を早期に解消するためにも、その議論とは切り離して、補欠選挙の実施要件について、緩和する方向で速やかに結論を得るべきではないか。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 9. その他の各分野について、権限移譲や規制の見直し等により地方分権改革の推進を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
51	<p><b>財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化</b>                      (地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方財政法)                      【省令改正等】</p>	<p>京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県                      (総務省)</p>	<p>①普通交付税算定は交付税算定業務支援システム                      ②地方財政状況調査及び地方公営企業決算状況調査(決算統計)は、地方財政決算情報管理システムによる提出とされている一方、                      ③財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告は、エクセル様式による提出とされている。                      財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定に当たっては、普通交付税算定における基準財政需要額算入見込額や決算統計の流動負債などが重複しており転記する項目が多い。健全化判断比率の算定についてはエクセル様式の入力シートであり、入力が必要な項目も多く、複雑であるため、転記作業の業務負担量大きい。                      そのため、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子調査表システムを構築することにより、事務負担の軽減を図る。</p>	<p>健全化判断比率及び資金不足比率(以下、「健全化判断比率等」という。)については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて、地方団体の責任でその基礎数値を監査委員の審査に付した上で議会に報告、公表するものであり、総務大臣は地方団体から健全化判断比率等の報告を受ける立場にあるもの。したがって、健全化判断比率等を算定するためのシステム構築についても、地方団体の責任において行われるべきものとする。</p> <p>(8月6日の関係府省ヒアリングにおいては、健全化判断比率の算定事務の実施主体である地方公共団体間での合意を前提として、地方公共団体が一定の費用負担の上で総務省のシステム改修により自動転記して提供する方向で地方公共団体と相談しながら進めていきたいと申し上げたところ。)</p>	<p>○ 財政健全化比率の算定・報告業務については、全国の自治体が毎年膨大な時間と労力をかけ実施している業務であり、自治体戦略2040構想研究会において示されているとおり、ICTの利用によって標準化・共同化を図ることができる業務である。そのため、普通交付税や決算統計の調査で総務省のシステムにより報告した、財政健全化比率の算定に必要な数値を健全化判断比率の様式に自動転記できるシステムの改修について、関係府省ヒアリングで総務省から回答があったとおり、積極的に検討していただきたい。</p> <p>また、財政健全化比率の報告は、もともと国が地方に対し報告を義務づけている業務であるため、地方公共団体が負担のない形で整備することは、国の配慮責任ではないか。</p> <p>○ これまで自治体が独自に発展させてきた知恵があれば、それを適切に反映できるよう検討していただきたい。また、効率的で改修に係る費用も抑えたものになるように、自治体と十分に意見交換していただきたい。</p>